

昭和三十七年三月二十四日(土曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事古川 丈吉君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事穂積 七郎君

安藤 覺君 井村 重雄君

池田 清志君 宇都宮徳馬君

宇野 宗佑君 齋藤 邦吉君

正示啓次郎君 竹山祐太郎君

床次 徳二君 木原津與志君

黒田 壽男君 島本 虎三君

戸叶 里子君 檜崎弥之助君

細迫 兼光君 森島 守人君

田中幾三郎君 門司 亮君

川上 貫一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

外務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局参事官 山内 一夫君

外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 湯川 盛夫君

(大臣官房長)

外務事務官 伊関佑二郎君

(アジア局長)

外務事務官 小田部謙一君

(アジア局長)

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長)

外務事務官 中川 融君

大蔵事務官 宮川新一郎君
(理財局長)

委員外の出席者

外務事務官 宇山 厚君

(大臣官房審議官)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局次長)

通商産業事務官 池田 久直君

(企業局賠償特

需室長)

専門員 佐藤 敏人君

三月二十四日

委員稲村隆一君、横路節雄君及び田

中幾三郎君辭任につき、その補欠と

して檜崎弥之助君、木原津與志君及

び門司亮君が議長の名で委員に選

任された。

同日

委員門司亮君辭任につき、その補欠

として田中幾三郎君が議長の名で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

日本国に対する戦後の経済援助の処

理に関する日本国とアメリカ合衆国

との間の協定の締結について承認を

求めるの件(条約第一号)

特別問題の解決に関する日本国と

タイとの間の協定のある規定に代わ

る協定の締結について承認を求める

の件(条約第二号)

國際民間航空条約の改正に関する議

定書の締結について承認を求めるの

件(条約第三号)

日本国とアルゼンティン共和国との
間の友好通商航海条約の締結につい
て承認を求めるの件(条約第四号)
海外技術協力事業団法案(内閣提出
第九二号)

國際情勢に関する件

○森下委員長 これより會議を開きま

す。

國際情勢に関する件について調査を

進めます。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。木原津與志君。

○木原委員 私は、池田總理並びに外

務大臣に、日韓問題を中心として若干

の質疑をいたしたいと思うのでござい

ますが、それに先だつて、最初に沖繩

の問題についてたゞしたいと思うので

ございます。

それは、新聞の報道によりますと、

三月の十三日に中華民國の沈昌煥外交

部長が中華民國の議會で沖繩について

こういふ発言をしたということが新聞

に報ぜられております。國民政府は、

「琉球列島に対する日本の潜在主權の

要求を認めない」、こういふ趣旨で、

さらに引き続き、「自由世界は琉球

人民が獨立の希望を果たすよう援助す

べきである」といふ趣旨の新聞報道が

なされておる。すなわち、われわれは

米國との間に沖繩に對して潜在主權を

持つておるといふ確信を持つておるの

でございしますが、それが連合國の一員

である台灣政府からこれを否認をされ

る、あまつさえ、沖繩は獨立をすべき

だといふようなことが、私的ではなく
て、台灣政府の国会において外務大臣
から演説をされておるといふことであ
りますので、この点について、一体外
務省は詳細について確認をしておられ
るか、確認をしておられるとすれば、
新聞の報道と違つたものはないかどう
か、一応この沈発言について外務大臣
の所信を伺いたい。

○小坂國務大臣 国会の御決議がござ

いまして、その直後の國際的な反応と

して現われたものは二つあつたわけ

であります。一つは、今お述べになり

ましたのでございします。もう一つは、

ソビエト側において言つておること

であります。ソビエト側では、この決

議は北方領土とからませられたことに

よつて非常に弱められたというのがコ

メントでございます。もう一つの沈外

交部長の発言については、事實を問

ひ合わせましたが、その通りでござい

ます。これは、國際法上あるいは條約

の上、沖繩が日本の施政下にあるべき

ものであるといふことを言うことは根拠

がない、こういふ発言でございします

うですが、直ちに抗議をいたしました

た。しかし、それはそれといたしまし

て、その後において出ましたケネディ

大統領の声明におきまして、はつき

り、沖繩の住民は日本の國民である

し、日本の施政権下に返すべきもので

ある、その返す日に備へて、その施政

権の移行を円滑ならしめるために、日

米協力して、アメリカ側も大いに奮

するが、日本側の協力も歓迎する、こ

ういふ趣旨のものが出ましたので、こ

の点はもう解消したものとわれわれは
考えております。

○木原委員 沖繩が米國の施政権下

にあるといふことは、その根拠は、御承

知のように、講和条約の第三條にある

と思つてゐます。この講和条約の第三

條の米國の施政権のもとにあつて、な

お日本に潜在主權があるといふ解釈を

われわれは今日までとつてきたわけ

です。ところが、それが條約上あるいは

國際法上も根拠のないことだといふ

やうなことを、條約の調印國の一つ

であつたところからさういふ異議が

出てくるといふことについては、私ども

も納得がいかない。

それと、講和条約の調印國はす

べて、日本に沖繩に對する潜在主權

があるといふことは認めおつたので

す。か、それとも、アメリカだけが潜在

主權があるといふことを認めておつた

か、その点どうですか。

○小坂國務大臣 沖繩のわが方の潜在

主權の問題については、講和条約の際

に、アメリカのダレス代表、それから

イギリスのヤンガー代表、これらは

潜在主權があるといふことを言つて

おつたのでございします。他の國も

それについて異議を唱へなかつたので

ございします。こゝろのことだと思

ひます。た、中華民國は調印國でござ

いませぬ。従つて、よく知らなかつた

のだらう、こゝろよりしうが、あり

ませぬ。第三條の方は、御承知のよう

に、信託統治にする、その信託統治に

至るまでの間は、アメリカを唯一の施

政権者とする統治下に置く、こういうことを言っておるのでございまして、その講和会議の事情を知らないために、そういう発言になったのだらうと思ふよりほかにしやうがありません。

○木原委員 この中華民国の外交部長沈鴻烈に対しては、すでに日本の方からは抗議されておるかどうか、その点いかがです。

○小坂国務大臣 実は、この沈鴻烈の趣旨は、初めてじゃなくて、ときどき言っておるわけです。そのつど抗議をいたしております。今度も井口大使を通じて抗議をいたしました。

○木原委員 そこで、沖縄の施政権の返還について総理にお伺いいたしますが、施政権をアメリカが返還をするというところだけで、そういう日米間のいわゆる取引だけによつて沖縄が日本領に完全に復帰するものかどうか、あるいは、復帰するためには、講和条約の第三条を改正しなければ日本に主権が完全に復帰しないかどうか、その点の形式はどういうふうになりますか、この点総理にお尋ねいたします。

○池田国務大臣 講和条約のあれから申しまして、アメリカだけでよいから、他の同意を要するか、問題でございしますが、奄美群島が日本に返りますときは、アメリカの自発的意思によりまして、そうして、他の国もこれについて異議を唱へなかつた。この例から申しますと、私は、アメリカだけでよいのではないか、こう考えております。

○木原委員 アメリカが施政権を日本に返すというのを言うて、それに対して条約の調印国がこれはけしからぬというところで異議を差しはさむという

ことになるれば、沖縄の返還はどういうことになるのですか。

○池田国務大臣 こういう問題は、あまり取り越し苦労をしない方が国のためによいのじやございませうか。今までの例があるのですから。で、例があまりから、他の国が異議を申し立てたらどうするかというようなことは、私はそういうことではないと思ひます。先ほど申し上げた通りでござい

○木原委員 取り越し苦労と総理は言われますが、私は取り越し苦労じやないと思ふのです。現に、中華民国政府は、沖縄は日米だけで主権を回復したり譲渡したりすべき問題じやないのだ、自由陣営の全部の利益のために、これは、沖縄を日本に返すのではなくて、むしろ独立させべきだという意見をしておるのです。そうすれば、現在のような国際情勢下においては、ひとり中華民国だけでなく、あるいは極東の問題あるいは世界情勢の中からそういうような議論が出てこないとも限らない。これは単なる取り越し苦労じやないと思ふのです。将来の国際情勢の変化の中でそういうような場合もあり得ると思ふ。そういう場合に、日米間でこの沖縄の問題についてはつきりした合意を取りつけ、さらにまた、この条約の当事者国の間に了解を取りつけておかないと、施政権の返還のそのどたんばに至つてこれがごたごたする、条約を改正しなければならぬというやうなところまでいったら、これは日本の利益のためにも非常に大きな問題にならうかと思ふ。だから、私はその点をこの機会にお尋ねしたのであつて、決してこれは取り越し苦労ではないと思ふのです。一国の総理として、当然その点については思いをいたしておくべきだと思ふのですが、いかがですか。

○池田国務大臣 中華民国は、サンフランシスコ講和条約の調印国ではございせん。しこうして、過去の例を見ましても、調印国は奄美群島返還の際にも何ら異議を申し込んでおりませぬ。われわれは、自由国家群、おおむね平和条約に調印した国々は、やはりよくこの間の事情を知つておると思ひます。今ここで調印国の一つが反対したときにはどうするかといふうなことは、私は国会で議論することは差し控へたいと思ひます。

○木原委員 総理は沖縄問題について非常に強気であるようですが、御承知のように、沖縄に対するわれわれの潜在主権というやうなもの、これは文字で書いてこそ潜在主権と書かれるものでもない。立法、司法、行政について一切の権限を持つておらない。しかも、領土は、沖縄はアメリカに占有をされておる。残つておる残存主権というやうなものは、単に名義上の沖縄の処分権だけじやありませんか。こういうやうな、非常に希薄な、主権という名に値しないものを持つておつて、そうしてそれに対して何らの措置も講じる力のないものが、ただ単にアメリカが施政権を返還するからということだけで自動的に沖縄が返つてくる、日本の主権に戻つてくるというやうなことを安易に私は考えるべきじやないと思ふんです。むしろ、この点については、十分な決意を持つて、最も早い機会に施政権をわれわれは回復する、回

復するための具体的な措置について、責任者であるあなたは当然重大な決意を持たれるべきだと私は思ふ。いかがですか。

○池田国務大臣 御質問の重点がわかりかねますが、前の御質問はあれでよろしうございませうか。今調印国の一つが反対したときどうするかというやうなことは、今ここで議論することは国のためならぬ、こういうことです。これでよろしうございませうか。

第二の点は、沖縄に対して日本は何にもしていないじやないか、これはお考え下さい。私が内閣を組織いたしましたから、今回のアメリカ大統領の声明が出るというところは、私は格段の進歩だと思ひます。そうして、沖縄同胞もこれを喜んでおるようでありまして、私は余々に施政権返還の準備ができてつあると思ふ。また、これは私の考えばかりじやありません。ケネディ大統領も、施政権返還のときに支障なくいくやうにという前提のもとにやつておるじやございませうか。戸籍事務もやつておりますし、教育につきましても全部日本と大体同じやうにやつておる。今後、沖縄の教育につきましても、従来以上にわれわれは関心を深めて実効のあるやうにいたしたい、そうして、経済復興、福祉増進につきます。日米、また沖縄島民、これは相談していき、私は格段の進歩が見られつあることを喜んでおるのであります。

○木原委員 私は沖縄に対して何にもしていないことをあなたに言うてゐるんじゃないんです。潜在主権という形の中では、沖縄に対しては何らの力がないじやないかということと言

うておる。特にまた考えてみなければならぬのは、沖縄というものは、これはいつまでもアメリカが軍事基地として保有をすることが許されるやうな建前にはなつておらない。信託統治になる場合に日本は同意をせよ、同意をする、その間暫定的に沖縄の施政権をアメリカが持つのだということが条約の第三条ではつきりうたつておる。そう

なれば、この沖縄というものは、もう戦後十数年を経過する今日、いつまでもアメリカの施政権下に置くべき筋合いのものじやないであります。極東の緊張がどうだとか、あるいは極東の情勢が共産主義の侵略の脅威があるからとか、そういうやうなことで沖縄をアメリカが占有して施政権をいつまでも持つておるというところは、これは条約上許されません。やがてすみやかに日本に返還をしなければならぬという建前になつておる。その建前になつておるものが、今日その施政権の返還が問題になつておるときに、隣、中華民国から、日本に潜在主権がない、これは独立すべきだ、自由陣営のために独立すべきだといふことを言うておるやうな議論が出るから、一体、この施政権の返還という問題について、日本がただアメリカとの合意だけではたして円満に主権が戻つてくるかどうかといふことを私ども心配するがゆゑに、これをあなたにただしておる。こういうやうな問題を議会の中で論すべき筋合いじやないというやうなあなたのお言葉は、これは少し言い過ぎじやないかと思ふのです。いかがです。

○小坂国務大臣 この沈鴻烈の話を非常に重要にお取り上げになつておるやうでございませうが、私どもは、そ

うておる。特にまた考えてみなければならぬのは、沖縄というものは、これはいつまでもアメリカが軍事基地として保有をすることが許されるやうな建前にはなつておらない。信託統治になる場合に日本は同意をせよ、同意をする、その間暫定的に沖縄の施政権をアメリカが持つのだということが条約の第三条ではつきりうたつておる。そうなれば、この沖縄というものは、もう戦後十数年を経過する今日、いつまでもアメリカの施政権下に置くべき筋合いのものじやないであります。極東の緊張がどうだとか、あるいは極東の情勢が共産主義の侵略の脅威があるからとか、そういうやうなことで沖縄をアメリカが占有して施政権をいつまでも持つておるというところは、これは条約上許されません。やがてすみやかに日本に返還をしなければならぬという建前になつておる。その建前になつておるものが、今日その施政権の返還が問題になつておるときに、隣、中華民国から、日本に潜在主権がない、これは独立すべきだ、自由陣営のために独立すべきだといふことを言うておるやうな議論が出るから、一体、この施政権の返還という問題について、日本がただアメリカとの合意だけではたして円満に主権が戻つてくるかどうかといふことを私ども心配するがゆゑに、これをあなたにただしておる。こういうやうな問題を議会の中で論すべき筋合いじやないというやうなあなたのお言葉は、これは少し言い過ぎじやないかと思ふのです。いかがです。

んなにこの問題にこだわらぬ方がいいのじゃないかという気持でおるわけでありませう。従いまして、現実にその調印国の中からこの問題に異議があるものがないのに、あつたらどうするかというよりなことを考える必要もない、こういふのが政府の態度でございまして、総理はそういう意味をおっしゃつておるのでございませう。

○本原委員 時間がございませんで、沖繩問題はそれくらいにして、日韓問題に入りたのでございませうが、今、日韓問題は、この閣僚外務大臣が参りまして小坂外相との間に種々折衝があつたことを私どもは新聞によつて承知しておりますけれども、その後、韓国の事態の中で、新聞紙の報ずるところによると、韓国の尹潽善大統領が突如として辞意を表明して辞任をしたといふことが報道されておる。従来、われわれは、この朴政権はクーデター政権であるから合法性はないのだといふことを主張して参つたのですが、張勉政権のときにこの尹大統領が国家元首としておつた。この尹大統領が朴政権のクーデター政権のもとにおいてもお国家元首としておるの最高機密的地位にとどまつておるといふことは、そこに多少の法的な継続性というものがあるから、この尹大統領が国家最高の元首たる地位を去るということになれば、この朴政権は完全な非法政権で、これは文句なしの非法政権、あなた方が何とここに口をなさうとも、これは非法政権に間違いないと思ふのですが、この政権を今後合法政権と認めて日韓会議を継続されるのかどうか、また、尹大統領がやめてもお朴政権

の性格は合法政権であるかどうか、その点についての御見解を伺いたい。

○小坂國務大臣 私は、特定の外国を敵視する必要はないと思ふのであります。韓国に對しても、ありのままの状況を一般の國際的に通用する通念をもつて見ていけばいいのじゃないか、こう思つております。ただ、その韓国の間の會議を妥結するのはいいかどうかといふことは、これは、その間に条件が合意すれば妥結すればよろしいのであつて、合意しなければ妥結はないといふ態度でよろしいのではないかとと思つております。(よろしくない)と呼ぶ者あり)よろしいのであります。

そこで、今合法性の問題について御意見がございまして、クーデターでできた政権は外国から非法であるといふこととおるというところはございせん。クーデターがよいものであるか悪いものであるかといふことをわが国内において適用すれば、これは主観的とはいへない考へ方があります。私どもは悪いという考へ方を持っております。わけですね。そこで、この韓国の場合、朴政権が昨年の五月に革命を起してできた。そこで、この革命政府の合法性と申しますか、前の内閣との継続性があるかどうかという問題になります。張勉内閣時代の大統領であつた尹潽善氏がそのまま留任しておる。これは継続性を示すものだ。ところが、その間一年たちまして、そうして国家再建非常措置法という法律ができて、これは尹潽善大統領の治下でできた。この第十一條に、大統領の事故のある場合を規定しておる。事故のある場合はこれこれの人がかわると

いう規定がございませうので、もう大統領尹潽善氏そのものではなくて、機構の問題としてこの場合にはどうなるかという法律がある。たまたま大統領がかりに頓死したという場合にはどうなるかという規定はもちろんなるわけなのでありますから、その規定に従つて、事故があつて大統領がやめられて、そのあとだれがなるか、私はまだ詳報を得ておりませんが、だれがなる。そうなつた場合、それは前政権との間には継続性がある。これは明らかだと思ひます。

○本原委員 私は、外務大臣、別に特定の国を非法政権だからというて敵視しろといふことを言つておるのじゃないです。私も、この朴政権は國憲憲章でいう合法政権じゃないじゃないかといふことを前國會から話をした。話をしているのに対して、あなたの方では、いや韓国の政権はこれは國連の決議によつて認められた政権だと言つて、しかも、あなたはそのときに、私の前回の質問のときに、わざわざこの決議を讀まれたのです。讀まれた文句は、この政府は、朝鮮のこの部分における選挙民の自由な意思の有効な表現でありかつ臨時委員会により監視された選挙に基礎を有すること、及びこれが朝鮮におけるこの種の唯一の政府であるという決議が國連の第三回の決議の中にあるんだ、だから韓国は朝鮮における唯一の政府である、合法政権である、しつこくして、この合法政権である建前は朴政権になつても変わりはないんだ、こう言つてこられた。ところが、今尹潽善大統領が辞任してしまふということになれば、朴政権はそもそもでき上がりがクーデター

であり、しかも、國家の元首が一応自由意思の有効な表現でしかも選挙に基礎を有する政府という、その一員であつたこの尹潽善さんがおればこそ、そこに多少のあなたの言われる合法性が私は認められると思ふ。しかし、もうこの人がおらなくなる、辞任する、しかも、辞任の理由は、何か知らぬが、この朴政権の政治活動浄化法に不満であるといふことが原因だと伝えられておるが、こゝういふ不満によつて朴政権から離れてしまつて辞任をするといふことになれば、あなた方が國連の決議を引用される、選挙に基礎を有する、しかも朝鮮におけるこの種の唯一の合法政府であるといふ今までのあなたの方の答弁してこられたこの基礎は、もう根本的になくなつてしまふ。その点をあなたはどうか答弁されるか、どう解釈されるか。その点についてお尋ねしておきます。

○小坂國務大臣 実は、十六回國連總會で、この韓国における朴政権といふものは、これはクーデターによつてできた軍事ファッショ政権であるといふ議論がなされて、それは外蒙とソ連から出た。ほかの國は何も申しません。この考へ方は否決されて、結局、これは、前の政権とそれから来年できくと約束されておる民主政権との間の橋渡しの暫定政権、こゝういふことで認められて、今まで通り國連にオブザーバーとして出席したわけなんです。

そこで、問題は、その状態が根本的に変わつておるかといふことなんです。今言つたように、韓国における尹潽善の大統領時代にできた國家再建非常措置法の規定によつて、大統領

にかわるものがそこにあるならば、その間には韓国のこの法律によるところの継続性がある、こゝう見るのが当然じゃございませうか。私はさうに思つております。

○本原委員 そのお考えは、韓国の今の朴政権下の法律によつて國家元首が交代をする、だからそこに合法性があるのだといふあなたの御主張でございませうが、朴政権下の法律そのものが、やがて正規の民主的な政府ができれば、この法律といふものは変革されてしまふ運命のものなんでは、朴政権といふのは軍事政権であり暫定政権であるのでございませうから。だから、この朴政権下の法律によつて任命された國家元首の代行者ができるのだから合法だといふことは、これは言えないと思ふ。あくまでも、この朴政権といふのは、だれが何と言ふと、軍事革命によつて成立した政府であることは、これはもう議論のないところであります。それを一応合法政権だと認める根拠は、張勉内閣當時からの國家元首である、國家の元首である尹潽善大統領が一応依然として國家の最高元首としての地位にある、その地位のもとにおける政権の交代であるから、そこに前政権との法的なつながりが認められるといふことになるわけなんです。ところが、もうすでにこの張勉當時の國家元首が辞任をするということになれば、現るところ、この朴政権といふのは、完全なクーデター政権以外の何ものでもない。そゝういふ政権と日韓會議を今後とも継続されるということになれば、これは、あなたが引用される國連の總會の決議からも逸脱してしまつて、勝手な野合的な取引になると私どもは考へるのですが、どうですか。

○小坂国務大臣 このクーデターによつてできた政権は、韓国だけじゃございせん、アラブ連合あるいはトルコ、パキスタン、ビルマ、いろいろあるわけございせん。それらの国に對して、その後国内のそういう政権の成立過程を否認するといふ議論は私もはやっておらないのでございせん。韓国も同様に考えておるわけでありせん。

そこで、韓国内における国家再建非常措置法というものは、かつての憲法の規定を上回る規定を持つております。これは現在韓国における憲法にかわるもの、憲法と並立して、憲法を上回る部分の憲法にかわるものであるわけでございます。それが民主政権になつたらなくなつてしまふじゃないか、だから今やつてゐることは全部無効だといふ御議論は、私は御議論として承服できません。これは、たとえわが国の例、わが国の例はやめておきましよう。とにかく、ある国の政体が変わる、変わつたら、そうしてその次のときに憲法ができるのだから、今やつてゐる憲法は全部無効だ、こういう議論は、せつかくのお話でございせんが、私はとても承服できません。

○森下委員長 閣連質疑の通告がありますので、これを許します。穂積七郎君。

○穂積委員 これは閣連ですから簡単にいたしますが、池田総理が昨年の六月ケネディとの会談の中で、今の朴政権を相手にして日韓交渉をやるといふことで、その相手の問題ですから総理にお尋ねをいたしたいと思ふ。

と、四八年十二月の国連決議、これが李承晩政権の合法性の基礎になつて、それが法律的な継続性を持つて張勉政府並びに朴政権、こういうふうな論理を展開してきておられるわけですね。その論理に私も根本的に疑点を持つていますけれども、きょうは一応政府の論理の中で非常な矛盾を生じておるのではないかと、この点を私は申し上げて、総理の御意見を伺いたいのです。と申しますのは、あなた方が大義名分として引用されておる一九四八年十二月の国連決議というものの趣旨は、自由なる人民の意思による合法性、すなわち自由なる人民の意思によつて支持された政府であるという点が、民主的にできた政府であるという合法性の根拠になつてゐるわけですね。それが問題なんですね。あなた方の論理の根拠はそこじゃありませんか。今小坂さんは法律のフィクションだけで継続性、合法性があるという説明をしておられますけれども、われわれが問題にするのは、その自由なる人民の意思の基礎の上に立つた政府であるかどうかという点が問題なんです。それがないというまことに追及いたしましたら、尹大統領がそのまま継続して就任していることが民意を象徴しておるのだ、こういうことで強弁をしておられたわけですね。それが今度なくなつたわけですから、従つて、朴政権そのものの人民の意思とのつながりがこれで完全に立ち切れてしまつておる。しかも、この朴政権というのは、政府の論理でも、民政に移管する間の暫定的なる政権であるといふことは認めておられるわけですね。正しい民意を代表するものではないといふ点は認めておられる。にもか

かわらず、暫定的ではあるが民意を代表する、民意によつて支持されてゐる、継続性があるのだといふのは、尹大統領が就任してゐる、留任してゐるという点を唯一の形の上での民意と今の朴政権とのつながりにしておつた。そのパイプが切れたわけですから、民意とは完全に切れてしまつておる。しかも、今小坂外務大臣が言われるように、もし朴政権がその後民主的な政治をとつておられるならいいけれども、そうではありません。これは閣連です。おきまして、朴政権というものは二年の後といふことを大義名分はいたしておきますけれども、これはいまだに異常な戒厳令措置をとつておるわけですね。戒厳令措置をとりつて継続してないければ政権が維持できないといふことは、民意が支持してゐないという証拠ではありせんか。そのときにその戒厳令を異常に二年も三年も継続しておるという例はわが国にも外国にもほとんど例が少い。単なる革命政権であるかという発生の初期があるのではなくて、戒厳令が解けないのですから。といふことは、民意によつて支持されてゐないといふことなんです。それをいふなら、これは外務省の属僚のお考えでしょう、尹大統領が継続留任してゐるという点を民意の継続性、民意によつて支持されておる継続性と言つておつた。それが、今度の朴政権のやり方は、民政移管の方向へ進んでおるといふのではなくて、政治的な追放令を出して、そうして、これは法律といふものでもないから、いわば戒厳令です。こんなものは内容は戒厳令命令ですよ。それが、しかも、民主主義の方向に向かつていくのではなくて、逆に民

意を抑えつけるための政治的追放令といふものを出した。それに尹大統領がいささか恥を知つて、これ以上われわれはロボットとして留任するわけにいかぬといふので今度やめたわけですから、いわば、尹大統領自身が、朴政権の政策といふものは非民主的である、ますます独裁政治の方向に向かつてゐる、国連の決議とは反してゐるものであるといふことを表明をして辞任したわけですね。辞任の原因もそこにあるわけですね。従つて、あなた方の大義名分とする四八年の国連決議、すなわち、民意によつて支持された政府である、これが正当政府の論拠になつておつたわけですが、その一切が形の上でも内容的にもこれでぐつがえつたと言わざるを得ないと思ふのです。そんなものを相手にして交渉すべきでない。われわれがかねて声明を出しましたように、即時にこれは一べん打ち切るべきである、朴政権相手の交渉は打ち切るべきである、こういうわれわれは考えを持つてゐる。従つて、私は、その理由が、何もう一方の理由でなくて、正しいあなた方の論理で展開してみても、そこに壁にぶつたわけではなかつたかといふことを言つてゐるわけですから、どうぞ虚心たんかいに一つ合法性の問題について総理の所信を伺つておきたいと思ふのです。

○池田国務大臣 御質問の問題点は二つあると思ふ。第一は、今の朴政権が合法的なものであるかどうか、こゝういふ問題。これは、お話のように、一九四八年の国連決議によつて認められたものでございせん。しこつして、これがクーデターが起つて、（朴は違ふよと呼ぶ者あり）いや、韓国として、昨年のクーデターによつてこれが受け継いでおるかどうかという問題。そのときに、外務大臣が申しましたように、これはクーデターが起つたけれども、将来民政に移管する、そうして、尹善善大統領がやりおられる、そこで、もうその瞬間において韓国といふものは国連から認められてゐる。クーデターはあつたけれども、合法的なもの認められてゐる。その証拠は、第十六回、昨年の国連総会にオズバーバーが出てゐるじゃありませんか。だから、もうそこでクーデター後の韓国といふものは国際的に認められたことになると（認められた理由がなくなつてゐる）と呼び、その他発言する者あり）いや、認められてゐる。そこで認められておるといふこと、これは事実なんです。

○森下委員長 御静粛に。

○池田国務大臣 その事実が発生した後に、国家再建非常措置法によつて、大統領に事故あるときは他の者がかわるといふ規定を置いてゐる。だから、そのときに大統領がかわつたときに、閣連で認められたこの事実を否定するわけにはいかない。だから、見てごらんない、私は、思うに、韓国といふものは今後今の状態で国連でも認められると確信いたしております。

それから、次の問題点は、戒厳令をしてゐるから民主的じゃないじゃないかとおっしゃる。皆さん御承知の通り、戒厳令を今しいてゐる国はたくさんあります。アジアの国に相当あります。それが半年であるからいいとか、一年であるからいいとか、こういう問題じゃない。戒厳令をしたときは民主的でない、この断定もできないと思

り。だから、彼らは来年には民主的の方に移行すると言っておるし、われわれも将来民主的に移行するという前提のもとにこれをやっておるのであります。私は、戒厳令有無はこの合法性の問題を左右する問題ではないと思ひます。

○樺山資紀 閣下ですからも一問だけにはいたしませんか、今閣下の問題が出ましたが、閣下の決議の合法性の趣旨というものは、先ほど私が言ったように、民主的な方法がとられておるかどうかということなんです。民主的な基礎を持つておるかどうかということ、尹大領が継続留任しておるということの原因にいたつたわけですね。だから、去年の閣下決議から尹大領が辞任するまでの間の事実は、われわれはあつた事実としてこれは認めます。ところが、閣下決議においても、その合法性の理由として認められた条件といふものがなくなつてゐる以上は、当然その決議は継続すべきものではない。これは新しい事態に立つてあらためて討議すべき問題である。その立場に立てば、明らかに、尹大領の辞任といふものは、朴政権の合法性を認め、閣下決議の前提条件といふものがなくなつたのであるから、これは変更すべきものである。しかも、朴政権が今後向かおうとしておる方向、そして同時にそのことが尹大領の辞任の理由になつたわけですが、それは民政に移管するのではなくて、民政とはほど遠い、民主的な政策とはほど遠い、独裁的な専制政治の方向へ向かおうとしておるから尹大領の辞任の事実といふことですから、尹大領の辞任の事実と理由とはもう閣下決議の前提条件といふものを完全に消却してしまつておる。こ

の事を事実の中で証明しておるじゃありませんか。それを私は言ひたい。閣下決議から尹大領の辞任までの間に於ける事実は認めますよ、事實はあつたのですから認めるが、そのことを言つてゐるのじゃない。辞任したからのことです。しかも、辞任の理由が明白じゃありませんか。これは明らかにその線に沿わざるものである、閣下決議の精神に沿わざるものである、すなわち、民意によつて支持された政府ではない、そういう政策の方向ではないといふことを理由にして尹大領がやめておるのですから、これは明白だと思ひます。韓国自身、韓国国内においてそのことを証明しておるじゃありませんか。いかがですか、あなたの所論は全然違いますよ。

○池田国務大臣 先ほどのお答えで私ははつきりしておると思ひます。われわれの考え方は、民政に移すという前提で、クーデターはあつたけれども、昨年の第十六回閣会で今まで通りにも、昨年の第十六回閣会で今まで通りにも、韓国といふものを認めておるのである。その後におきまして尹大領が辞任されたからといつて、厳然たる事実を否定するわけにはいかない。ただ、あなたは、民主的にこれを行なわれたい言はれておるが、行なわれたいと云ふのは、民主的にこれを渡り、民主的な国家にするための過渡期としてこれを見ている。彼らはそういうことをする。これは将来民主的な国家に引き継ぐ過程としてやつておるのでございませう。それは向こうにまかせよう。そういうこと、われわれは民主的な国家になる。暫定的なものだといふことを考えておるのでございませう。これは向こうのやつておることが民主的であるとか民

主的でないとかいふことはここで議論することは差し控えます。われわれは、民主的な国家になることを前提としてやつておる、こういう考え方でございませう。

○樺山資紀 閣下ですから、あとでまた……

○木原委員 それでは、時間がありませんので、請求権の問題についてだけしたいと思います。

この請求権の基礎になつておる問題ですが、一九五七年の十二月三十一日付米覚書により日本は韓国に対する財産請求権を放棄した。しこつして、その放棄にあつたのは、アメリカの覚書ののちとつて、対韓請求権を日本が放棄したといふ事実は考慮される、すなわち、その考慮されるということ、外務大臣は、これは請求権相互に相殺をされるのだ、対等額において相殺をすることをしつてこの国会で言われてきた。そこで、私は、前国会当時から、相殺にするといふのであれば、相殺の基礎になる日本の対韓請求権の金額あるいはその明細といふものを明らかにしなければ請求権の問題の解決にならぬ。いや、いや、こゝ主張いたしまして、その当時から、軍令三十三号によつて接収された日本財産の明細、及び一九四八年米韓協定によつてアメリカから韓国に移譲された日本の財産のリストを国会に提出してもらいたい、さらにまた、その没収された日本の財産の総額は幾らかといふことを明らかにしてもらいたいといふことを要求しておつたのでありますが、もはや相当高度まで日韓会談が進展してきておる段階においてすら、まだ没収された日本の私有財産のリストが国会に出ない、また、金額が幾らだといふことを政府から明らかにされないでございませうが、この軍令によつて没収され、それを韓国に移譲された日本の財産の総額について、こゝであらためて政府から明らかにしていただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 アメリカ解釈については、何れもこゝで申し上げましたが、そういう請求権の問題をきめるにあつて閣下がある、考慮する、こういうことであるから、これは、韓国側が考えるだけでなく、日本側もこれを考える、こゝいうことであらうといふのがわれわれの主張であります。そこで、いろいろ日韓会談もやつておられますけれども、どうもこゝで資料を提出しなければならぬといふような段階まで日韓会談はこゝまで進んでいない、こゝいうことではございませう。

○森下委員 木原君にちよつと申し上げますが、約束の時間が過ぎております。――よろしうございませう。それは継続願ひます。

○木原委員 いずれにしましても、日本の対韓請求権の基礎が、たゞい放棄はしたといへども、それが対日請求権のとらきめの際に考慮されるということではございませうから、一体幾ばくの日本財産が没収されてそして韓国に移譲されたか、これが明らかにならなければ請求権の問題の交渉には私はならぬと思ひます。特に、また、アメリカから当時一九四八年に韓国に譲渡された日本の財産については、米韓協定協定の付属文にそのリストがついておるはずであります。不明だとは言へぬと思ひます。そこで、これはいつ国会に出されるか、また、日本の放棄した財産が明らかにならなくとも、あなたの方で今

日の日韓会談においてどんぶり勘定に請求権の金額を確定されるつもりであるかどうか、その点を明らかにしていただきたい。

○伊藤政府委員 ただいまの御質問で、アメリカが韓国に日本の財産を移譲したときの米韓協定の付随リストでございませうが、これは、移譲したときに、アメリカが一時期借りたものと、それから買い取りましたもののリストでございませうから、ごく例外的な一部のもののリストでありまして、全体のリストにつきましては、今アメリカに要求しておりますが、これは非常に膨大なものでありまして、まだ全部そろつておりません。ごく一部しか参つておりませんが、もう少し時間がたつておるとあるいは全部そろひますか、古いことではございませうが、完全なものができるかどうかと思つておりますが、渡した総額につきましてはわが方よくわかつております。アメリカ側の方でその総額を言つておられますから、総額については間違ひございませう。

○木原委員 それでは、この没収された日本財産の総額は幾らか、明らかにしていただきたい。

○伊藤政府委員 これは、交渉の過程でございまして、今のところ発表しないことになつておりましたが、先方に對しては十分主張いたしております。に、アメリカが没収した財産の総額及びアメリカがこれを韓国に譲渡した財産のリストを国会に提出される時期がやつてくると思ひますが、その際はつきり提出するといふことをお約束できますか。

○伊國政府委員 交渉の過程におきまして、交渉ともならみ合わせなければならぬと思ひます。それと、リストがまだごく一部しか参つておりませんので、十分そろいました上で、交渉の過程とにらみ合わせながら、発表できるときになりましたら発表したいと思ひつております。

○木原委員 それじゃ、これで終わります。

○森下委員長 榑崎弥之助君。

○榑崎委員 時間がございませんから、問題をしばらくして質問をいたします。

先ほど来、木原委員からも、あるいは閣連して榑崎委員からも質問がございました。尹大統領の辞任に伴う朴政権の合法性の問題でございませぬが、二日の新聞を見ますと、外務省が、これは公式か非公式か知りませんが、尹大統領の辞任によつて朴軍事政権の合法性がなくなるわけではないと公式見解を発表した。これは新聞に載つておりますが、これをいま一度、この外務省の見解を、新聞に載つておるのとは合つておるかどうか、外務大臣からお答えをいただきたい。

○小坂國務大臣 先ほど申し上げました通りで、尹大統領個人の問題ではなくて、大統領治下においてこの一年間にできた国家再建非常措置法の規定によつて後任者が選ばれるということになります。その場合に合法性の継続が認められる、こういうことであります。

○榑崎委員 昨年の十月二十七日の本会議で、わが党の松本委員の質問に対して、その合法性の点で池田総理が答弁をなされております。その中で池田総理は第一番にやはり一九四八年十二月の国連総会における決議のことを

おっしゃつております。それからまた、外国を見てみなさい、三十四カ国の国家がやはりこれを承認しておる、そして、地理的に経済的に歴史的に非常に緊密な関係にある韓国だから、早く日韓会談を成立させることが日本、韓国両国民の利益になるのだ、こういう御答弁をなさつておられますが、そのお考えは、今の事態においてもそのようなお考えでしょうか。

○池田國務大臣 変わりはございませぬ。

○榑崎委員 そうしますと、まず一九四八年の国連決議が、すでに現在の事態についてはその合法性についての根拠を失つておるといふ点は、再三これはわが党委員から出されておる通りです。そしてまた、三十四カ国の承認というものは、これは、国連決議に關連をして、たつた一つの短い細い糸であつた尹大統領に対して、これが合法だから、継承性があるからといふことで、三十四カ国は信任状を尹大統領に出されておるのです。その点と關連をして、現在この事態に対する外国の反響は一体どうですか。三十四カ国承認をしておるといふのですが、信任状を出しておるといふのですが、どうですか。

○小坂國務大臣 この韓国承認の問題は、一九四八年の決議からございませぬ、その後も変わりはない、こういうことであります。今度もおそろくあらためて承認の問題というのを出ないと思ひますから、変りないことだと思ひます。

○榑崎委員 二、三例をあげますけれども、昨年の五月十九日に尹大統領がやはり辞任をしたいといつて発表した。ところが、二十日の日に、軍の方

から強要されてしまつて辞意を撤回したわけですね。この点に關して、当時の金弘一外務部長官は談話を發表してあります。その中で、憲法機關としての大統領は存続しており、各国に対し承認を求めない根拠は、尹大統領がずっと継続して在任しておるからといふことを、金外務部長官は談話として發表しておるわけですね。それからまた、韓国に、国連韓国復興委員團といふのがあつたわけですね。これは選挙に基づく民主的發展を監視、援助する任務を持つ、こゝろに、国連韓国復興委員團といふのがあつた。これが昨年二月に東京に會合して、国連総会に提出する年次報告を作成することになつたわけですが、そのオランダの代表がやはり同じ春の民主革命によつて政府が転覆されたが、その秋の国連総会にはフルシチョフは出席してゐたにかかわらず何も問題は起きなかつた、今度は合法的な尹大統領が留任してゐるならなおさら問題ではない、こゝろを言つておるわけですね。外国がこれを承認しておるといふその根拠は、やはり、総理が昨年本会議で答弁されておつたように、四八年の決議に基づく韓国、――

これは韓国の承認でございませぬが、これが合法政権であると言つてゐる、このことにやはり基礎を置いてゐるわけですね。それが今や全部くずれた。あな方は、非常措置法ですか、これが後にできて、そしてこれを尹大統領は認めておつて、その中の十一條によつて、大統領がやめたら自然に最高會議の議長が大統領を代行するのだ、こゝろを言つておつたわけですね、これは三十二人の若い

軍人が勝手にきめためちやくちやな法律で、……

「発言する者あり」

○森下委員長 御静粛に。

○榑崎委員 憲法も何もかも御破算になる。これが、きめた法律があつて、これに準拠してなんといふことは、これは全く詭弁きまりなものです。これは問題にならないです。むしろ、外務省がこれまで合法性について言つておる中に、これは数カ所言つておられますが、これを發表にならないから仕方がないですけれども、二十二日に公式見解を出された。これならこれで私

は質問をしたいと思ひつていられつたのです。戒嚴令は尹大統領によつて承認された、それから、朴最高會議議長は、國連尊重、民政移管などの方針を宣明し、聲明した、憲法は停止され、一部は残つておる、これはどうですか、こゝろのことですか。

○小坂國務大臣 今お話しになりました金外務部長官が、それからアンカーの委員会の決定、これなどはみな、前の張勉内閣と今度の朴政権との間の継続性、合法性、その問題を言つてゐるわけですね。ところが、今度は尹大統領がやめたあとどうなるかとこゝろを議論しておるわけですね。ところが、六月十九日に大統領がやめたといふ言つて、また残ると言つて、そのあとの十九日に国家再建非常措置法といふのを大統領がきめたわけですね。大統領がこゝろを決定した。そこで、大統領の決定したこの非常措置法、これは憲法を上回る部分もございませぬが、とにかく韓国における最高法規であるわけですね。その最高法規の規定によつて、尹がやめたあととはだれ

になるかといふことがきまつていて、それを受け継いだ人があるといふことになれば、これはもう合法性は当然継続しておる、こゝろのことでありませぬ。

○榑崎委員 大休、憲法を勝手にくつがえすような、こゝろの特別措置法を作るような政権、これがもう大休話にならぬわけですね。問題にならぬですよ、幾らこゝろを言つても、形式的な、どこかつるをたどつて言われておるようではございませぬ、それは納得をされませぬですよ。問題にならない。私は、きょう質問するから、去年の委員会の議事録を讀んでみたのです。ところが、――中川条約局長といふのはどなたですか、あなたに聞きます。あなたから外務大臣のかわりに答弁をしておるから、これは責任ある答弁だと思ひます。『従来の憲法といふものも相当部分これが事實上停止されたやうな形になつておるといふやうな意味におきまして、はたして今の政府それ自体、今の内閣それ自体が自由選挙に基づいてできたものであるかどうか、あるいは自由選挙に基づきました国会といふものから選出されてそれを大統領が任命した、こゝろの意味ではたしてあの決議にびたりと当てはまつてゐるかどうかといふ意味で仰せられるなら、これは事實はあの決議とは違つてきておる』とあなたがおっしゃつておるのです。これはまだ尹大統領がやめる前の去年の話です。まずそれを聞きましょ。

○中川政府委員 私もその当時の答弁を正確には覚えておりませんが、速記録でお読みになったことはその通りであると思ひます。

私は、問題はそういうところにあるの
じゃなくて、一度きめたことがあとに
継続されるかどうかということ、今ま
での韓国の政権がきめたことが、かり
に会議ができて妥結があつて、そのき
まつたことが次にできる政権との間に
継続されるかどうか、このことがむし
ろ重要なのであつて、そういうことで
あるならば私はいろいろ御議論がある
のは当然だと思ひますが、今韓国の
やつておること自身を日本の国会でい
ろいろ非難してみても、これは国とし
て何ら実益はないことであらう、私は
そういうふうに思ひます。

○榎崎委員 尹大統領がやめられて、
新聞の報道によると、きょう最高会議
を開いてあとどうするかということ
をきめるということを読んだのですが、
尹大統領がやめた後、その非常措置法
の十一條で自然にこれはおのずから朴
議長が代行することになるのですか、
それとも旧憲法にある手続でそういう
ことになるのか、この見通しはどうい
うようにお持ちでしょうか。

○小坂國務大臣 これは、どうも、韓
国できめることでありますが、一応代
行という形になるんじゃないかと想像
されます。

○榎崎委員 そこで、私は、先ほど
の、来年の民政移行への保証、この点
については、過去の委員会におけるや
り取りを見ても、外務大臣は、最後に
はきまつて、あなた方は反対しておる
からそう言うのだ、われわれはこれを
押し進めたいからこう言うのだ、(そ
んなことは言わないじゃないか)と呼
ぶ者あり)——いや、あなた、それは
見てごらんない、読んでいただと
わかります。最後にはそういうこと
なつておるのが多いです。全部とは言

いませんが、多いです。そういうこと
では、私はこれは外務委員会の慎重な
討議にはならないと思ひます。その
中で、去年の八月十二日ですか、朴議
長が声明したところによると、スケ
ジュールとしては明三十八年の三月に
憲法を制定する、そして五月に総選挙を
する、というふうなスケジュールになつ
ておるようですが、それでいいですか。
○伊國政府委員 御質問の通り、そう
いう予定になつております。

○榎崎委員 そうしますと、三月には
議会は開くわけですね。だから、憲法
はその革命政権によつて起草されると
いうことになりませんか。

○伊國政府委員 すでに、本年の一月
から、そういう準備のために、何と申
しましたか、法制調査委員会というふ
うなものも作りまして、広く政府並び
に在野の意見を聞きつつ憲法草案を
作つておる、研究しておるという段階
でございます。

○榎崎委員 そうしますと、結局、政
治活動浄化法とも関連をして、新しく
でき上がるであろう今度の政府には、
軍の発言力なりあるいはその統制力が
大きく残るとわれわれ思わざるを得ぬ
のですが、その点はどうでしょうか。

○伊國政府委員 そういう点はほつき
りいたしません。ただ、今問題に
なつておられますのは、国会の一院、
今二院制であるところを一院制にする
か、二院制のままで置くか、国会議員
の数をどうするか、あるいは大統領の
選挙を直接選挙にするか間接選挙にす
るかというふうな、普通各国で問題に
なるような点が問題になつておるよう
に聞いております。

でもやらぬ方がいいよ、そういう意見
は(と呼ぶ者あり)——私も議員の一員
でありますから、まずいかもしれない
んけれども、権利がありますからね。
委員長、ああいうやじは不謹慎だと思
ひますね。(「悪いやじなものか」と呼
ぶ者あり)——いや、悪いとは言つて
おらぬ。不謹慎じゃないですか。(「委
員長、注意しなぐちやだめですよ」と
呼ぶ者あり)まじめな審議が続けられ
ぬではないですか。

○森下委員長 静粛に願ひます。

○榎崎委員 先ほどから申しております
ように、インスタントの法令、政令
がどんどんでき、そして、あなた方は
単なる形式的なわずかな点をつかんで
合法性を言つておられますけれども、
今の独裁政権、クーデター政権がわづ
かの期間にその民主的な政権に変わる
というふうなことは、これはあり得ぬ
じゃないですか。あなたの方の考えでい
きますと、軍人が家に帰つて軍服を脱
いで背広を着る、あるいは滑物を着
る、それくらいのことなんです。来年
民間政府ができても、これは単なる
今の軍人どもが軍服を脱いで入つて
いくだけの話じゃないですか、今の見
通しからいって。こういふことが見込
まれる政権と日韓会議を進められると
いうその政府の態度に非常に問題があ
る。そういうことを私は申し上げたい
わけなんです。

時間がありませんから、最後に一点
だけ聞かしていただきます。李ライン
の問題でございますが、これは、韓国
の方は率直に、請求権を大幅に日本が
認めてくれればその代償として李ライ
ンのことも考えるというのをはつきり
おっしゃつていらつしやるわけでは
ね。そしてまた、日本政府としても、

この日韓会議が成功しなくちゃ李ライ
ンは片づかないのだというふうな印象
を国民に与えておられる。その辺の見
通しをまずお伺ひしたい。

○小坂國務大臣 李ラインというもの
は国際法上認められないラインであり
ます。従つて、私どもはこれを認めな
いという気持でおります。ところが、
韓国側はこれを認めておるので、それ
何といひますか、あそこを船をつかま
えたりいろいろしている。しかし、そ
れは客観的な根拠がない。結局、日本
と韓国との間の国交が正常化すれば、
双方が合意してこういふ問題について
は向こうは撤回する、こういふことに
なるであらうということになります。

○榎崎委員 そこで、これは時間がな
いからまたこの次に機会があつたらお
伺ひを続けたいと思ひますが、これ
は本来国交正常化の問題とは関連なし
に解決されるべき問題ではないんで
しょうか。過去の経過から見てもそれ
は言えると思ひます。法的にもそう
いふことが言えると思ひますが、そ
の点はどうでしょうか。実際問題は
何つてないのです。

○小坂國務大臣 實際上これを撤回さ
せる道は、やはり話し合いによるとい
うことがよろしいのだと思ひます。

○榎崎委員 そういうことを何つてな
いのです。国交正常化の話とは本来関
係なく、これは政府として責任を持
つて解決すべき問題ではないんでしょ
うか、それをお伺ひしておるのです。
(「実際問題としてできない」と呼ぶ者
あり) 実際問題としてできないのなら
できない、本来はそうであるけれど
も、実際問題としてはできないという
ことであれば、それでいいのですよ。

○小坂國務大臣 実際問題としてこれ
を解決するには、やはり、国交を正常
化して、そして解決するということ以
外にないじゃないかということであり
ます。

○榎崎委員 それでは、最後に、現在
どの程度まで進んでおるか、もしそれ
が言えたら、言えるところまでで
よろしくご説明しますから、それをお
伺ひしたい。

○小坂國務大臣 韓国側の外務部長官
と先般来話し合いましたが、相当に考
え方が大きく開いておるということ
であります。

○榎崎委員 それでは、李ラインの問
題は、時間がございせんから、この
次機会があつたときにさせていただきます
ます。

○森下委員長 関連質問の通告があり
ますので、これを許します。穂積七郎
君。

○穂積委員 今日、日韓会議の交渉の
相手としての今の韓国の政権が、内部
的矛盾をだんだん深め、これを露呈し
て、一つは合法性の基礎がなくなつた
こと、それから、もう一つは、今の朴
政権の安定性が危うくなつてきて
いること、そういう点が現われてき
ていふこと、そういうものが、
相手にして交渉をや、または経済的
な資本投下をやることはたして正し
いことであるかどうか、私ははなだ
疑問に思つておるわけです。そういう
意味で先ほどお尋ねしておるわけ
です。そのことは、何もけちをつけるの
じゃなくて、韓国の外政権の内部的矛
盾の現われなんです、向こうから出
ておる原因なんです。そこで、合法性
の問題について、先ほどからの総理の
論理に従つて私はよく整理いたします

と、一九四八年の国連決議が韓国というものを独立国家として認めて、そしてそこにおける李承晩政権というものを合法政権として承認する、こういうことになってきた。ところが、一昨年に革命が起きまして、それで次に出て参りましたのが張勉政権であるわけですが、張勉政権の合法性なり法律の継続性の問題については、これは自由なる意思による選挙が行なわれておるといふ点を張勉政権の合法性の基礎としてこれを主張されたわけですね。ところが、今度朴政権が軍事クーデターをやつて生じてきた。そのときに、この合法性なり法律の継続性の根拠を、張勉政権時代の民主的な自由なる選挙民の意思を代表するものとしてでき上がった尹大統領の継続留任という点に朴政権の合法性を認められてきたわけですね。ところが、それがなくなつて、それをわれわれが追及すると、これはあなたの方の論理です、あなたの方の論理に自己矛盾を生じておられるし、せんかと言いますと、今度は国家再建非常措置法というものができておつて、これは憲法に上回るものであるから、これによって合法性並びに継続性があるのだ、こういうことを言つておられるわけですね。そうすると、実はその国家再建非常措置法なるものは一体いかなるものであるか。すなわち、合法性の基礎というものは選挙民の自由なる意思に結合した政府であるという点にあったわけですね。そして、残つた国家再建非常措置法というものは、今言いましたように、国会を否定され、憲法を否定されておりますから、従つて、もうすでに民意によつて作られた法律でも何でもありません。すなわ

ち、私が先ほど申しましたように、今の朴政権の軍部の命令にすぎないわけですね。いわゆる国際的に承認をさるべき、または民主的な方法によつて作られた法律とは全然違います。一体、これは、あなたの方の言う選挙民の自由なる意思、有効なる管理のもとに行なわれたと觀察される選挙に基礎を置くこの唯一の基礎というものは、尹大統領の辞任でなくなつてしまふ。そして、残つた国家再建非常措置法というものは一体いかなるものでしょうか。自由なる選挙民の意思も何も結集したものでないし、単なる一片の軍人の命令にすぎないわけですね。そういうことで、合法性は全くその基礎を失つておる。今までの経過はあなたの方の論理に従つて私は言つておるのです。それで、なおかつあなたの方の論理の自己矛盾がここに現われておるのではないかと、このことを言つておるわけですね。総理のお考えをお伺いしたい。

○小坂国務大臣 御質問を伺つておりますと、国際的に見た政権の合法性の問題と、それから、韓国自身の政権が民主的であるかどうかという問題とが混淆してゐるやうに私は存ぜられるのであります。私も、問題とすべきものは、国際的に見て、国際法上継続性があるかどうかという点と、国連決議に従ひまして、これがその通り認められるものであるかという点と、この二つであらうと思ふのであります。国際法的に見て、この継続性なりやいなやということは、これは韓国自身の法律が民主的な手続によつてできたものかどうかという点を判断するよりは、そこに、先ほど申し上げたやうな解釈でいくのが、これが普通の解釈であります。

それから、国連決議の解釈については、これが前との継続性については、先ほどから尹潁善大統領の問題も出ておりましたけれども、しかし、それはそれでどうでもできておるわけですね。それで、国際法的に見た継続性の問題に従ひまして、今度のできる政権との継続性はある。それから、さらに、今後、明年に考えられておる民主政権との間の暫定政権である、こういう考え方には、基づいての国連決議から見れば、これは当然その性格が変わつたものではない、こういうことだと思ひます。

○樺山委員 大臣の御答弁ですが、あなたの方の実は混淆を来たしてゐるわけですね。一九四八年の決議というものは、三十八度線南の韓国というものは認めてゐる、これは継続しておるべきです。これは継続しておるべきでいいでしょう。ところがその内部における政権がはたして合法政権としてこれを認めるか認めないかということについては、変化が生じてゐるわけですね。国連における韓国というものの決議は、その内容は二つあるのです。三十八度線南の国家を認めるということ、韓国を認めるということ、これは国家の問題です。ところが、もう一つは、その国家の内部における主権の問題です。その政権の問題です。それについて、実は、国連決議というもので韓国内部におけるその政権の民主性によつて合法性が認められてゐるわけですね。その基礎がなくなつたのですから、従つて、韓国そのものの存在を否定するといふことは別に、現在ある朴政権の合法性というものは、その政権の内部的な民主性によつて、国連決議はそれを条件としてその政権を承認しておるわけですね。その国連決議の条件というものがなくなつたではないかといふことを言つておるわけですね。国家承認の問題とは別なんです。

○小坂国務大臣 それは違ひのであります。十六回国連総会における韓国に對する決議は、朴政権というものは、暫定政権である、民主政権への移行を約束してゐる政権である、しかし、国連決議を、国連憲章を尊重するといふ考え方に立つてゐる政権である、こういうことにおいて認められてゐるわけでありまして。その点は、明年民主政権に移行するという約束が變つてゐるわけではございませんし、この事實は變つてゐない、いわゆる民主政権への暫定政権としての事實は變つてゐない、だから、その問題も變つてゐない、こう申し上げたのであります。

○樺山委員 総理、ちょっとこつちを向いて下さい。きょう実は初めの午野党間の約束では三時間以上やろうといふことであつたわけですが、あなたの方の御都合で実は時間が圧縮されてきてゐるものであります。この重要な問題について十分な審議ができないわけですね。残つた分を私は留保いたしておきますが、大事な点ですから、総理自身が責任を持つて交渉されることですから、最後に締めくくつて総理にお尋ねしたいと思ひます。

今の問題は、お聞きのとおり、政権の合法性の問題というものは、その政権が民主的な基礎を持つ可能性があるかどうか、持つておるかどうかという点で、国連でそれを条件としてやつておつた。ところが、その条件が二つともくずれた。すなわち、尹大統領の辞任と、あとに残つた国家再建非常措置法なるものは、これは民意によつて結

質問に入ります。朝鮮人民共和国を承認しておる国の数と、その人口を一つお知らせ願いたい。

時間がないからまとめて聞きます。

朝鮮民主主義人民共和国を承認しておる国で、社会主義の国でない、社会主義圏以外の国で承認しておる国の名前、これをお知らせ願いたい。

第三には、朝鮮の休戦協定で三十八度線から北の軍の代表として署名したか人の名前とその資格、どういう資格で署名をしてあるか。

この三点、これだけをお聞きします。

○伊関政府委員 北朝鮮を承認しておりますのは十五カ国で、ソ連、中国、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、チェコ、モンゴル、北ベトナム、ポーランド、東独、キューバ、コンゴ、マリ、ギニア。人口につきましては、これを総計いたしますかどうか、ちょっとはつきり覚えておりません。

今の休戦協定に署名した人の名前前は、ちよつとこの場ではつきり覚えておりません。

○川上委員 政府委員の方、総理大臣までおいでになっておるのですから、だれか覚えておられると思うのですすが、どういふ署名で、だれでしたか。

○中川政府委員 一九五三年の朝鮮休戦協定、これに署名いたしましたのは、米国の軍司令官のマーク・クラーク、それから、共産側では朝鮮人民共和國の元帥であります金日成という人、それから、中共の義勇軍の司令官李であります彭徳懷、この三人が署名しております。

○川上委員 そうすれば、三十八度線以北の軍の代表は、朝鮮民主主義人民

共和国最高指揮官の朝鮮民主主義人民共和国の元帥金日成ということになっておる、こゝろ承知してよろしゅうございますか。

○中川政府委員 軍事停戦協定でありますから、軍事停戦協定にサインいたしましたのは、ただいま申し上げました通り、金日成將軍でございます。

○川上委員 資格は。

○中川政府委員 これも、ただいま申し上げました通り、朝鮮人民共和国の元帥ということになっております。

○川上委員 最高指揮官……

○中川政府委員 朝鮮人民軍の最高指揮官で、元帥と書いております。

○川上委員 どここの元帥ですか。

○中川政府委員 朝鮮人民共和国の元帥。

○川上委員 それでけっこうです。朝鮮民主主義人民共和国の元帥で最高指揮官。そうすると、この朝鮮民主主義人民共和国というのは、自立の軍隊を持つておるといふことをお認めになるかどうか。立法、司法、行政及び外交上の全一的権限を掌握しておるといふことをお認めになるかどうか。第三には、もしお認めになるとすれば、日本の政府がこれを承認する承認ぬせといふことは別ですが、事実上の政府として欠くところがないのかあるのかないのか、欠くところがないのか、この点をお聞きしましょう。

○中川政府委員 国連のいろいろな決議におきまして、朝鮮の北の部分にオーストリティがあるというところは認めておるのであります。北朝鮮のオーストリティはこゝろいうことをしてはいかぬというふうな決議が何回もあるものであります。従つて、その意味で事実上

上の政権があるということとは認めておるわけでございます。

○川上委員 北に事実上の政権がある、この事実上の政権は朝鮮民主主義人民共和国であることは、休戦協定の調印によつても明らかです。このことは明らかにいたしました。これでけっこうです。

その次に、韓国というのはいくどどこですか。大韓民国というのはいくどどこですか。

○伊関政府委員 韓国の憲法によりますと、朝鮮半島、韓半島全域と、こゝろいうことになっております。

○川上委員 そうすれば、韓国というのは全朝鮮ですか。そうすると、朴政権というのはいくどこの政権ですか。

○伊関政府委員 これは、韓国の方にも、憲法によつて、全朝鮮半島を代表する、この領土とする唯一の政府だ、こゝろ言い、北朝鮮の方もおそらくこゝろ言っている。北朝鮮の憲法は全朝鮮の政府だと言つておるといふことが、現実には施策が及んでおります。今の休戦ラインの南と北、両方分かれておるわけでありまして。

○川上委員 日本も、沖縄は日本の領土で、日本とは沖縄を含む。なるほど施政権は沖縄に及んでおられません。これは別問題です。私の聞いておるのは、韓国の政府です。日本の政府は、沖縄も全部自分の領土、主権のもとにある、——たといそれが潜在主権と言われようとも、日本の領土です。施政権を渡しておるだけです。大韓民国といふのは全朝鮮であるというならば、施政権云々をよく言われますが、それは三十八度線以南しか及んでおらぬかも知れませんが、大韓民国政府、朴政権といふのは韓半島の政権で

あると、こゝろ理解せざるを得ないですが、それでけっこうですか。

○中川政府委員 ただいま伊関アジア局長が御答弁いたしました通り、大韓民国憲法によれば、全朝鮮半島を自分の領土であるといふことは明らかに言つておるのであります。しかし、同時に、国連決議によりますと、これは国連の委員会が觀察することができた朝鮮の大多数の人民が居住しておる地域に有効な支配と管轄を及ぼしておる政府ができた、その政府が自由な選挙によつて要するにできた、合法的な政府ができた、これがこの種の朝鮮における唯一の政府である、こゝろいうことを言つておるのであります。その趣旨は、要するに、有効な管轄と支配を及ぼしておる地域にこゝろいう政府、つまり大韓民国政府ができたと言つておるのであります。大体各国はその国連決議の趣旨にのつて韓国と国交を結んでおるといふふうに考へております。

○川上委員 わからぬのです。そこがわからぬ。韓国というのはいくど、全朝鮮だといふ。朴政権は韓国の政府だといふ。ところが、答弁によると、何だか三十八度線以南の政府のような答弁になる。これはどつちなんです。韓国といふものと韓国政府との関係。施政権なんといふのは問題でない。韓国政府と韓国といふものとの関係はどうなるのですか。

○中川政府委員 大体、大多数の国家の場合には、その国家自身が領域と思つておるといふこと、これと国交のある各国がやはりその国の領域と思つてこれと交際しておる地域とは、大体同じであります。しかし、例外的な場合には、その国がこゝろ思つておる地域と、そ

れから、これと交際を結んでおるほかの国がその国の要するに支配下にある地域あるいは領域と思つておる地域と食い違つておる場合も若干例があるものであります。今の韓国のような場合はちやうどそれに当たるのではないかと申します。たとえば、ロシアは西独と東独と両方と国交を結んでおるのであります。しかも、東独、西独双方ともこれは全ドイツの合法的な政府であると考えておるのであります。この間の矛盾をどう解釈するか、これは解釈のしようがないのであります。両方の当事者の考えが食い違つておるのであります。それをまた二つ統一いたしましてどれがほんとうかと言われても、これはどれがほんとうかであると言ひようがないとお答へするほかないと思ひます。

○川上委員 そんなうまい答弁をしてはいかぬ。それは答弁にならぬ。私の聞いておるのは韓国の政府だ。朴政権は三十八度線以南の政府なのか、韓国の政府なのかといふことを聞いておる。簡単なことなんです。そゝろそがどうのこゝろの言わぬでよろしい。

〔発言する者あり〕

○野田(武)委員長代理 お静かに願ひます。

○川上委員 たつたこれだけのことなんです。韓国の政府なのか、韓国は全朝鮮ですか、三十八度線以南の政府なのか、これだけを聞いておる。外国の例なんか聞きたくない。日本の政府の見解を聞けい。

○中川政府委員 日本政府の考え方と申しますのは、何回も政府当局が御答弁しておられます通りでありまして、韓国が韓国憲法に基づいて全朝鮮半島が領土であるという事実、これは事実

として認めなければならぬ、日本政府がいたしましては、国連決議の趣旨にのつて、韓国と何とか国交の回復といひますか正常化をはかりたいと考えておるわけでございます。

○川上委員 正常化といふものは、国と国との親善、友好です。その国の憲法をどうするのです。その国の憲法を眼中に置かないで国交を調整しようとするのですか、会議を進めるのですか。その国の憲法は厳然として全朝鮮が韓国であると言つておるのです。あなた方は三十八度線以南だと言つておるのです。こんなことで一体国交といふものがやれますか。韓国の憲法を日本が否認する、この権能はありますまい。これは外交です。国交の正常化です。この憲法をどうするのですか。

○中川政府委員 日本は何も外国の政府あるいは外国の憲法を変更しようとかどうしようかといふ考えはないのでございまして、しかしながら、その国の憲法が規定しておりますことを全部そのまま日本が認めますと、ある種の領域については重複して二つの国が領有するといふことも出てくるのでございまして、こゝろいう問題はこゝろいう問題としてそのままにして、国交の親善をはかる、これがやはり政府としてとるべき立場だと思つてございまして、外国の例をあげますとまたおしかりを受けるかもしれませんが、インドネシアとオランダは、同じ西イリアンにつきまして両方とも領土であると主張しておるのでございまして。これの憲法をどう調整するかといふことを日本がやりますことは国内干渉になるのであります。これは自然に両国間の友好的な話し合いによつて事態が解決

○池田國務大臣 私は、湯川は知らぬ

とは言っておりません。ただ、湯川が私の親書を持ってどうこうということの事実はない、こう言っておるのであります。これは何日だったか、わが党の私の友人の代議士が、同県人だと言つて連れて参りました。話が朝鮮に及びましてから一、二分しか会いません。そして、何にも私は返事をしておりません。

○川上委員 もはや時間がありませんから、私は終わりますが、総理の答弁では私は納得しませんから、委員長に要求します。湯川康平さんを参考人として外務委員会に呼んでもらいたい。

○森下委員 理事会に諮ります。

○川上委員 理事会に完全に諮つて下さい。

○森下委員 最後……

○川上委員 多くをもう私は言わねの

です。質問じゃない。この会談の際には、私は総理がおられるから率直に言いますが、ファシズムに対するしやにむきの援助、戦争への影が付きまゝておる。外務大臣……

○森下委員 二時再開することとして、この際暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○森下委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

日本国に対する戦後の経済援助の処

の間の協定の締結について承認を求めの件、特別四問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めの件、国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めの件、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件、海外技術協力事業団法案、右を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。——それでは、今議事進行について発言の申し出がありますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 議事進行で何つておきますが、きのう安藤局長からお答えがあつたのですけれども、スキヤップンの枚数についての資料を提出する、こ

ういうお話があつたわけですが、これは戸川さんの質問を進行する関係から言つても非常に急ぐわけですね。枚数なんか勘定するのは何日間もかかることではないと思ふので、その資料はいつお出しになれるのか、あるいはただいま、資料でなくて枚数ですから、ここで御答弁いただいてもけっこうでございまして、その点はどうかお

ききたいわけですね。○安藤政府委員 昨日御要求になりました資料、ガリオアに関するスキヤップン及び覚書ですが、これは今通産の担当局長が参ると思ひます。

○岡田(春)委員 というのは、安藤さん、どういふのですか。通産の方でただいま答弁して、資料を提出しないで答弁にかえる、こういうお話ですか。どうなんですか。

○安藤政府委員 周もなく通産の方がお見えになると思ひます。私たちと打ち合わせまして、通産の方から……

○岡田(春)委員 資料ではなくて答弁なのか、はつきりしないようですか。通産の政府委員の方がだれか来ましてらお答えをいただいて、その上で処理をしたいと思ひます。

○森下委員 戸叶里子君。

○戸叶委員 私は、本日、昨日に続きましてガリオア・エロアと阿波丸協定の関係、さらに講和条約との関係、もう一つは、特定教育計画費と住宅建設費というものを今引いておられますが、それについての問題、そうして、見返資金は贈与で、返すべき性質があるかどうか、この問題について主として総理大臣に質問をしたいと思ひます。

そこで、まずその前に申し上げたいことは、時間を省く意味で、きのう私が資料を要求しておきましたところのビーコフ、イギリスの連邦軍と日本国との間に取りかわした、メモランダムかスキヤップンか知りませんが、そういう資料を早く出していただきたい。さらに、通産省にも私はきのう要求してあるはずでございますので、今ここで申しませんが、それも出していただきたい。これをまずお願いしたいと思ひます。

さらに、私は、質問に入る前にちよつと確かめておきたいことは、きのうわが党の加藤さんの質問に対して、水田蔵相は非常に重大な発言をしておられます。それはどういふことかといふと、昨年アメリカへ行つたときに、どういふことを言つていらつしやる。日本の国民も自分と同じように相当もつたもののような氣を持つ

ている人がいるということをまず一点おつしやいました。その次には、この解決がどうなるかと、確定債務がどうなるかと、いずれにしても二十四年前のものを債務として払う金額になつたらこれは相当問題なんぞ、と言つています。相当問題なんぞ、私は二十四年以前のものは触れないで切り捨てたら、こういうことが中心であつた、こういう発言をされております。第三番目には、最後の解決のときにその前の分には、すなわち二十四年以前の分は食ひ込むというよりな解決はできないのだというのを言ひましたら、アメリカは、それはもうある程度当然考えることだと思つて、こ

ういふふうな答弁をしたといふことを言われたのでございます。そこで、私はお伺ひいたしますが、二十四年以前のわからなかつた分を、しかも水田大蔵大臣が相当問題なんだと言つていられる分を、なぜ大蔵大臣のいわれるように交渉によつてお引きにならなかつたか、これをまず第一にお伺ひしたいと思ひます。

○小坂國務大臣 二十四年の四月に見返資金を積み立てまして、それ以前の分が、米側のJES統計によりまして十一億ドル強でございます。通産の試算によりまして八億四千万ドル程度でございます。従つて、今度返還するといふのは四億九千万ドルでございますから、それに上回らないわけでございます。水田大蔵大臣の言われましたのは八億と十一億と、それを上回るようなことでは困る、こ

ういふ意味で言われたのだと私は了解しております。○戸叶委員 それは外務大臣の想像であつて、水田大蔵大臣のおつしやっているのは、二十四年前の決定するの

は相当に問題があるから、これは対象にしないでくれといふことを言つていらつしやるのです。速記を讀んでからになるとおわかりになるのです。ですから、アメリカ側の統計で幾らであつたか、日本側がこつなつたのだからはるかに日本側の方が有利だといふようなことは、その根拠にはなりません。水田さんのおつしやるのは、二十四年前の分は、それを債務の対象にするとはとんでもないことになるから、これはしないでほしいと言つたら、アメリカがそういうことは考えやうと言つたと、はつきりおつしやつて

いるじゃありませんか。どうですか。ちよつとお願いしますけれども、質問いたしましたら、そのことに對する答弁だけで、ほかのことはあまりおつしやらないでいただきたいのです。——時間があまりないようですから、そうすると質問が全部できないと思ひますから。

○小坂國務大臣 答弁をできるだけ簡潔にいたします。アメリカ側が言つておられますのは、二十四年以前に十一億ドルあるといふのでございます。それを上回るほどの金額を払いましたらまさに問題でございますが、戸叶さんに申し上げたいのは、今度のは、先方の言つておられる金額の四分の三はただにしてもらつて、四分の一は払うのでござい

ます。その四分の一が今の二十四年以前のものを上回るような、あるいはそれと非常に近いようなものをするといふことになるならば、これは非常に問題になる、こ

ういふことでございます。○戸叶委員 四分の一といふと幾らになるのですか。

○小坂國務大臣 十九億五千四百萬ドルの四分の一です。

○戸叶委員 今おっしゃったのはアメリカの数字ですね。それでは、きのうの水田大蔵大臣の発言から割り出しまして、二十四年の前のこの債務の中

から全部引いて、それを三分の一にしたら幾らになるのでしょうか。

○小坂國務大臣 これは全然政府として考えたことはございません。全部の受領額がなんぼであるかという問題を問題にいたしまして計算したわけ

です。

○戸叶委員 水田大蔵大臣のきのうの御答弁を外務大臣もお聞きになったと思ひます。二十四年前のは全然問題

にならないと言っているのです。だから、私ももとしましては、二十四年前のは全然対象にしないで、二十四年以後の

を対象にして、そして政府のおっしゃる通りに、三分の一なり四分の一なり

にしてもらいたらいと思ひます。けれども、そういうことはできなかったのですか。お話し合いになったのです

か。水田大蔵大臣がアメリカへ行つて新されたことには全然お触れにならな

かったのですか。この点を伺いたい。

○小坂國務大臣 アメリカ側からは、あれを何とかしてくれというのを昭和二十九年以来ずっと言われておた

でございませう。ただ、二十四年の四月以前のものについては、いわゆる見返資金後のような明確な積み立ての勘定がないというところは十分アメリカ側も頭に入れて計算してもらいたいということ、交渉の過程では言っております。

○戸叶委員 幾ら伺つても、私の伺つてゐるものとそれの御答弁をいただけません。私は、水田大蔵大臣とお話し合いになって、そして水田さんが二十四年以前のは対象にしないでくれと言つたら、アメリカがそれを考

へるとおっしゃつたというその辺の答弁をどうか統一しておいていただきたいと思ひます。

次の問題に入りたいと思ひますが、阿波丸の請求権放棄の協定に入つて参りたいと思ひます。

阿波丸事件の犠牲者は二千三百名であるといふことは皆さん御承知の通りです。事件のすぐあとで遺族の人たちは、アメリカ人は人道主義的な人であ

るから一人二万ドルくらいは必ず下さいますよといふて言ひ聞かされていた

そうです。しかし、遺族にとつてみれば、お金よりその犠牲になつた人の命

を返してほしかつたのは、私は当然だと思ひます。しかし、ともかく、当然

の賠償請求権を放棄しないといふ説得される理由として、もちろん国内法で幾

らかの見舞金は出してあげるといふこと、アメリカからたくさん品物を放

出されたんだから、そのお礼の意味で、アメリカへの賠償請求はあきらめようといふことを言ひ聞かされた

ことは、自分たちが請求権を放棄することによつて、日本国民にかつてアメリ

カに感謝ができたといふことを非常に誇つていたわけですから、ところが、

今日になつて債務であるといふのなら、なぜあのときに筋を通して当然大

いばりでとれる賠償をもらつてくれなかつたかといふのが遺族の偽らざる気

持であるといふことを、私が先ごろ本会議で質問をいたしましたときに、

さつそく遺族の人が現れて参りまして、その点を筋を通してくれといふこ

とを私は言われたわけでございますけれども、政府はこのことに対してどう

お考えになりますか。総理大臣に伺いたいと思ひます。

○池田國務大臣 阿波丸の請求権を日本が放棄したことは、国会、衆参両院

の決議によつてやつたと私は記憶しております。従ひまして、ガリオア・エ

ロア援助と相殺とかなんといふ考え方はあのときになつたと思ひます。

○戸叶委員 ガリオア・エロアの援助の相殺ではなかつた、そういうふう

におつしやいますけれども、それでは、あとからそのことを問題にしたいと思

ひますが、この阿波丸請求権の問題に對して、アメリカに日本の外務省が賠

償の交渉を行つたといふことは、外務省の記録にもあると思ひますが、い

かがございませうか。なお、日本側として幾らの請求をアメリカにお出

しになりましたか。

○中川政府委員 これにつきましては、終戦後すぐにアメリカと交渉した

わけでございます。そのとき幾らの請求をいたしましたか、私ちょっと今ここに持つておりませんが、実際の

損害額を算定いたしました。これには、あの阿波丸の犠牲となりました人の、要するにおおくなりなつたことに

對する遺族に對する慰謝金と、それから、沈みました阿波丸自体に對する船

の補償と、この二つを合わせたものを先方に請求いたしましたのでござい

ます。

○戸叶委員 今、中川さんは幾ら請求したか資料を持つていないとおつしや

いましたが、それじゃ私の方から申し上げませう。二千三百名に對する人命

の損害賠償といつたしまして一億九千六百一十五万円、家族の手当、對船へ

の賠償その他で總計二億二千七百二十八万六千六百円をアメリカ側に請求し

てゐるはずでございます。これを出します前に、もちろん、アメリカから

は、これはアメリカが悪かつたんだから賠償を払いますよといふことがあつたためにこの賠償請求を出したはず

なんです。ところが、急にこれを引つめてしまつたのは一体どうい

それでは伺いますけれども、決議案で定められたことは、すぐにほかの団との協定を結んでもいいのかどうか、この点を伺いたいと思います。

○小坂國務大臣 決議に言っているのではなくて、了解事項として入っているわけですよ。ということをはっきり言っているわけです。なお、この趣旨説明

し、両院が同趣旨の決議をして政府にその措置を要求した場合に、政府がそれによってやることは差しつかえない、これは阿波丸事件がそれを証明し

の財政に影響のあることであつても、決議が通れば、他の国と協定を結んでもいいのかどうか。この点を伺いたいと思います。

しまつて、そして協定を結ぶという
ようなことが、今後においてこれを例
にして出てくるのではないかと私は心
配するものです。

しかし、この問題だけにこだわっておられませんか、その先に参りますけれども、この協定のあとに、先ほど総理大臣がおっしゃいましたように了解事項があるわけですか。その了解事項に対して、三十四年の十月十九日の参議院の大蔵委員会佐藤大蔵大臣がこういふことを言っていました。

この了解事項に対しては明快な債権債務の關係が生じるものではない、しかし、日本政府、国民として贈与と心得るものでない、文字通り債務と心得るという言葉が当てはまる、債権債務であるならば冒頭に於いて返済方法・処理方法がきまつてゐるはずである、贈与という形で行なわれてもいなし、債務ともはつきり言い切れるものではない、そこに交渉の余地があるのではない、こゝにふりかへて言える、と答弁しておられます。こゝで二つの問題があるわけですが、一つは、借金なら返済方法・処理方法をまず先に考えるべきであつたといふことを答弁されたときは、戦後十四年もたつておりましたけれども、まだ債務とも言い切れず、交渉の余地があると言われたのを見ても、この段階においても債務性が非常に薄いといふことを認めていられたのではないかと私は思いますが、この佐藤さん、しかも大蔵大臣の言われたことは、どういふことになるのでしようか。

○池田国務大臣 債務性が薄いとか濃いかいふことがちよつとわかりにくいのですが、債務と心得ておるといふ私の考え方、前の佐藤元大蔵大臣の考え方は似ていると思ひます。

○戸叶委員 佐藤さんは、債権債務の關係があるならば、当然にこゝに返済方法とか処理方法がきまらなければならぬのだといふことを言つていられたわけですか。そういうものがきまつていないのです。

○池田国務大臣 そのときにはきまつていないのでございませう。だから、了解事項にもありますように、日本に与えられた援助に対して有効な債務として負担するといふ意味のことを言つております。有効な債務といふことは、われわれは、いわゆる債務性のあるもので、債務と心得べきものだ。しかし、確定債務ではございませう。

○戸叶委員 今、債務性のあるもの、しかし確定債務ではない、債務と心得る、こゝにおつたわけですね。そのすると、この前池田さんは、贈与もあり債務もある、だから債務と心得るのだ、こゝにふりかへておつたのですが、ちよつとそれは違ひますね。

○池田国務大臣 違ひぬと思ひます。まづは、昭和二十四年の四月に言つておりました通り、贈与もあり返済すべきものもある、貸与もある、こゝに言つて、今はつきり申し上げられませんが、昭和二十四年に言つておるのであります。その後、そういうことから債務性を認めまして債務と心得る、こゝに言つておつたのを向こうと話し合ひをつけて、国会の承認といふことを条件にいたしました、一応四億九千万ドルを十五年間で払おう、利子はこれだけ、こゝにふりかへておつたわけでございます。それが国会を通つたし、条件は成就いたしましたから、両国間の文書の交換によりましてこゝに債務は完全に確定する、こゝに段取りになると思ひます。

○戸叶委員 佐藤さんは、この交渉の余地があるといふことを言われたわけですが、私は、これを考へてみまふに、この協定の了解事項の最後の方に「米國政府の決定によつてのみ、これを減額し得るものである」と了解される。とある。これは、結局、交渉によつてどうにでもなるんだ、極端に言へば、ほとんど取る意思のないことまでアメリカとの間に話し合つていたのではないかと思ひます。けれども、この点はいかですか。

○池田国務大臣 そゝまで想像されるのはいかかと思ひます。私の記憶によりますと、私は処理に当たつた直接の責任者としてではございませうが聞いたところでは、岡崎君は、これは六億ドル前後に話がつたのではないかと。六億五千万ドルといふ、五億五千万ドルといふことも新聞その他にも出ておつたし、私も内々聞いておりました。前から、一つも払わないとか、ごく少したといふようなことは政府の要路者は考へていなかったと思ひます。

○戸叶委員 この減額するといふふうなことを、時によつてはそれがほとんどゼロになる場合もあり得ると説きなさい、非常におかしな問題になりまふ。なぜならば、これまでつきりとアメリカに対して食糧の放出に感謝をして、その次に阿波丸の請求権を放棄して、そして、さらにいろいろなものが債務であるといふことを認めてゐる。私は、幾ら占領中といへども、吉田さんがそれほど卑屈ではなかつたといふふうに考へるのですが、この辺はいかですか。

○池田国務大臣 私がずっと考へてみて、五億ドルを割つたといふことは非常に成功だつたと思ひます。交渉の経過におきましても、十年といふこともありましたが、八年といふこともありましたが。最後まで私は十五年でがんばつたのであります。四億九千万ドルといふことは、今までこゝに問題を抱へて置いた人の中では、五億ドルを割つたといふことは非常によかつたと思ひます。

○戸叶委員 それでは、今総理大臣がおつたように解釈をいたしました、この了解事項がその文字通りに読まれたとして、借款及び信用は日本の債務であり、アメリカの考へによつて全額が幾らか引かれるといふことであるとするならば、債務であつて幾らか引かれる、こゝにふりかへて文字通り読んだといふことは、さうすれば、この協定自身がガリオア・エロアの債務性を持つ一つの資料になるのじゃないのですか。それを、ほかのアメリカのスタッフやビンが何だとか、マッカーサーがどこへ行つて何を言つたからどうだとかいふことだけをガリオア・エロアの債務性のある根拠としておるが、これをそのまま説いていたら、これは条約集の中にもあるところの重要な債務性のある資料といふものになるのじゃないかと思ひます。それを、この間民社党の田中さんがこのことを質問されても、これが債務性の根拠になるといふことは一言もおつたやうにありません。これはならないのですか。

○池田国務大臣 われわれはガリオア・エロアその他の問題の債務性の根本を話しておるのであります。阿波丸協定の付属の了解事項といふのは、それから来るのでございまして、この根本の問題は、覺書によるブレガリオアの問題、われわれは、根本的には、一般のガリオア・エロアの總括的の昭和二十一年七月のこれが根本になるのだ、これを言つておるわけでありませう。マッカーサーの証言その他も言つていふように、これが債務性を表わすものである。阿波丸協定もそれから来ることなので、われわれも十分知つておりますが、あえてそれは出さなくて、根本を言つておる。阿波丸協定もそれから来るわけなんですから、その根本を言つておるわけでありませう。

○戸叶委員 そゝすると、この阿波丸の了解事項で、日本が米國政府に対して負つてゐる有効な債務であり、そして米國政府の決定によつてのみこれを減額し得るものであると了解されるといふのは、先ほどおつたように、綿花借款とかガリオアとか、さういふものは債務と心得て、政府のおつた言ひとおつた言ひとを、債務と心得て、それは米國政府の考へ方だけで少なくて済むのだ、たとえば十億ドルなら五億ドルなり何億ドルにできるのだ、こゝにふりかへて言ひたいのは、こゝにふりかへて言ひたいのは、念のために、イエスカノだけであつたやうです。

○池田国務大臣 綿花借款のことがございまして、綿花借款の今の……

○戸叶委員 ガリオア・エロアだけでいいです。

○池田国務大臣 私は綿花借款のところ考へておりましたが、ガリオア・エロアは債務と……

○戸叶委員 心得るとおつたやうたでしよ。心得て減額することがある。この協定にある借款といふ中には、先ほど外務大臣が、綿花借款とか、ガリオア・エロアとか、その他いろいろの借款とおつたのですけれども、今総理大臣のおつた言ひには、この

借款はガリオア・エロアとおっしゃりたいわけでしょう。それを債務と心得る。そして、アメリカの考え方一つで、たとえはもし十億ドルならばそれを五億ドルにでも四億ドルにでもできるのだ、こういうふうには了解するわけですね。

○池田国務大臣　そうでしょう。債権者が引いてやろうと言えは引いてくれるのが普通の考え方じゃございませんか。

○戸叶委員　それでは、私はここで問題があると思います。なぜならば、西村さんというのはその当時の条約局長だったと思います。西村さんは、阿波丸の悲憤に対して次のように書いておられます。よく聞いておつていただきたい。アメリカが終結の形式いかんにかかわらず必ず補償するとの約束を与えていたにかかわらず、終戦後日本に對し請求権の放棄を求め、日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、いいですか、アメリカから日本に對して請求権の放棄を求めてきたのですよ。それに対して日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、と書いてある。そして、日本に請求権を放棄すると同時に、自己の請求権、占領費と借款とクレジットの放棄はアメリカの決定のみでできることを明らかにしたものである。——自己の、すなわちアメリカの請求権の放棄はアメリカの決定のみでできるという意味をこの中に含んでいるということをはつきりおっしゃっているのですよ。これはどうなんですか。この減額ということは、金銭を減らすということじゃなく、要らないというふうな言い方になるんだということをはつきり言っているのです。

○池田国務大臣　どなたがおっしゃったか、私はそのときによく聞いておりませんので……。その問題は、やはり前後の質疑応答から判断しなければいかぬと思います。外務省の方の専門家でその当時のことを知っている人がおつたら、それから答えさせましょう。

○戸叶委員　今の総理大臣の言葉は、ちよつと私は納得できません。どなたがおっしゃったか知りませんがとおっしゃいましたけれども、評論家ならいざ知らず、時の条約局長西村さんです。西村さんがそういうふうな書いているわけなんです。ところが、今池田さんのおっしゃるのは、この減額というのは金額を引くのだとおっしゃるでしょう。ところが、西村さんははつきりここで何と言っているのですか。アメリカの決定のみでできることを明らかにしている、——この自己の請求権の放棄はアメリカの決定のみでできることを明らかにしたものである、こう言っているのですよ。つまり、今までの言葉をもう一度言いますと、終戦後日本に對して請求権の放棄を求め、日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、——自発的措置の形でこれに同意したというのですね。ところが、日本に阿波丸の請求権を放棄すると同時に、自己の請求権はアメリカの決定のみで減額できるという、そのことはどういふことかという、アメリカの請求権のことだ、そのアメリカの請求権の放棄はアメリカ自身が決定してできるのだ、こういうことをはつきり言っているのですよ。（ガリオア・エロアに關係ないよと呼ぶ者あり）ガリオア・エロアに關係ないのですか。

○中川政府委員　阿波丸協定付属了解事項の解釈についてのかつての条約局長の答弁でございしますが、その最後のところで、アメリカの意思のみによつて減額し得るものであると言つておるわけでございますが、それはその通りであると思ひます。この了解事項にはつきり書いてあるものであります。これは「米國政府の決定によつてのみ、これを減額し得るものである」と了解される。」と言つておるのであります。これはアメリカの請求権であれば、アメリカが一方的にこれを減額するということとは當然できるわけでございます。

なお、この了解事項は、ここにもはつきりしてありますように、必ずしもガリオア・エロアばかりじゃございませぬ。アメリカの占領費等にも触れておるのであります。現に平和条約十

四条(b)項では、アメリカの直接の軍事費は完全に放棄しておる、それに対する請求権は放棄しておるのであります。従つて、その答弁は、その部分を私聞いたところでは、別に不思議な答弁ではないように思ひます。

○戸叶委員　そうじゃないんですよ。アメリカが減額できるというのは、金額を減額するのじゃないというのです。アメリカが持つていたところの請求権、つまり日本に對しての借款及び信用、これはどういふのかといひますと、さつきおっしゃったガリオア・エロアでしよ。ガリオア・エロアの請求権ですね。そういうふうなものはアメリカが放棄するんだということを言つておるのです。いいですか、日本がこれを捨てるかわりに、アメリカはこれを放棄するのだといふことを言つておるのです。（放棄とは書いてないじゃないか）と呼ぶ者あり。自己の請求権を放棄すると言ひています。（ど

こに）と呼ぶ者あり。請求権の放棄である。（そんなこと書いてないじゃないか）と呼ぶ者あり。あります、ちゃんと。

○中川政府委員　それはそういう解釈でない私は信じます。というのは、この了解事項そのものが減額するのだといふことを一つも書いてないのをごさいます。減額し得るのだといふことを書いてあるだけありますから、減額し得るのと減額するのでは非常に違つてございまして、西村局長は、決して、減額すべきだ、すること

がきまつておるのだ、こういうふうな言われたのではないだろと思ひます。

○戸叶委員　そうじゃないでしよ。よく聞いていただきたいと思ひます。まず第一に聞いていただきたいのは、西村さんはその当時条約局長でしたね。そして、この阿波丸協定ができるころの裏話は全部知つておるわけですね。私どもが知つておる以上のことを知つていらつしやるわけですね。私どもは、あ

とから聞かされたのであつて、その當時はつんばさじきで、何も聞かされなかつた。そこで、この阿波丸の請求権といふものを日本に放棄させたわけでしょう。放棄させたわけけれども、日本は自主的な形でこれを放棄したわけですね。さつきおっしゃつたように、国会の決議というところに持つていかされて、そして放棄して、これは放棄しますよといつて協定を結んだわけです。そのあとに、アメリカと日本との間でこの了解事項というものができたわけですね。そして、この了解事項の中で、もうすでにこの中で政府が「占領費並びに日本國の降伏のときから米國政府によつて日本國

に供与された借款及び信用は、日本國が米國政府に對して負つてゐる有効な債務である」といふことを了解したとありますから、私は、こゝでも債務といふことを認めたといふふうには解釈するわけですね。政府の方は、これは単なる心得だといふことをおっしゃつておる。そこまではいいです。そして、そのあとは、こゝで減額するのはアメリカの政府の決定だけだ、こういうことを言つておるわけですね。それに対して、西村さんがどういふことを言つておるかといふことをもう一度読んでみますから、よく聞いていただきたいのです。アメリカが終結の形式いかんにかかわらず必ず補償するとの約束を与えていたにかかわらず、終戦後日本に對し請求権の放棄を求め、日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、——これはさつき私が言つたところまでですね。日本に請求権を阿波丸の協定で放棄すると同時に、自己の請求権、——それは何かといふと占領費と借款とクレジット。自己の請求権の放棄はアメリカの決定のみでできることを明らかにしたものである、——すなわち、自己のといふのはアメリカ。アメリカの請求権の放棄、それはアメリカが決定する、こゝろ言つておるわけですね。だから、つまり、アメリカが減額するといふことは、請求権を放棄するといふことにも通ずるのではないか。はつきりその言葉を使つておるのですよ。アメリカの請求権の放棄といふことを言つておるわけですね。

○中川政府委員　ただいまのこと、よく聞いておりましたが、結局、減額するといふことはアメリカが決定する、アメリカが自分で決定するのだといふ

に供与された借款及び信用は、日本國が米國政府に對して負つてゐる有効な債務である」といふことを了解したとありますから、私は、こゝでも債務といふことを認めたといふふうには解釈するわけですね。政府の方は、これは単なる心得だといふことをおっしゃつておる。そこまではいいです。そして、そのあとは、こゝで減額するのはアメリカの政府の決定だけだ、こういうことを言つておるわけですね。それに対して、西村さんがどういふことを言つておるかといふことをもう一度読んでみますから、よく聞いていただきたいのです。アメリカが終結の形式いかんにかかわらず必ず補償するとの約束を与えていたにかかわらず、終戦後日本に對し請求権の放棄を求め、日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、——これはさつき私が言つたところまでですね。日本に請求権を阿波丸の協定で放棄すると同時に、自己の請求権、——それは何かといふと占領費と借款とクレジット。自己の請求権の放棄はアメリカの決定のみでできることを明らかにしたものである、——すなわち、自己のといふのはアメリカ。アメリカの請求権の放棄、それはアメリカが決定する、こゝろ言つておるわけですね。だから、つまり、アメリカが減額するといふことは、請求権を放棄するといふことにも通ずるのではないか。はつきりその言葉を使つておるのですよ。アメリカの請求権の放棄といふことを言つておるわけですね。

○中川政府委員　ただいまのこと、よく聞いておりましたが、結局、減額するといふことはアメリカが決定する、アメリカが自分で決定するのだといふ

に供与された借款及び信用は、日本國が米國政府に對して負つてゐる有効な債務である」といふことを了解したとありますから、私は、こゝでも債務といふことを認めたといふふうには解釈するわけですね。政府の方は、これは単なる心得だといふことをおっしゃつておる。そこまではいいです。そして、そのあとは、こゝで減額するのはアメリカの政府の決定だけだ、こういうことを言つておるわけですね。それに対して、西村さんがどういふことを言つておるかといふことをもう一度読んでみますから、よく聞いていただきたいのです。アメリカが終結の形式いかんにかかわらず必ず補償するとの約束を与えていたにかかわらず、終戦後日本に對し請求権の放棄を求め、日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、——これはさつき私が言つたところまでですね。日本に請求権を阿波丸の協定で放棄すると同時に、自己の請求権、——それは何かといふと占領費と借款とクレジット。自己の請求権の放棄はアメリカの決定のみでできることを明らかにしたものである、——すなわち、自己のといふのはアメリカ。アメリカの請求権の放棄、それはアメリカが決定する、こゝろ言つておるわけですね。だから、つまり、アメリカが減額するといふことは、請求権を放棄するといふことにも通ずるのではないか。はつきりその言葉を使つておるのですよ。アメリカの請求権の放棄といふことを言つておるわけですね。

○中川政府委員　ただいまのこと、よく聞いておりましたが、結局、減額するといふことはアメリカが決定する、アメリカが自分で決定するのだといふ

に供与された借款及び信用は、日本國が米國政府に對して負つてゐる有効な債務である」といふことを了解したとありますから、私は、こゝでも債務といふことを認めたといふふうには解釈するわけですね。政府の方は、これは単なる心得だといふことをおっしゃつておる。そこまではいいです。そして、そのあとは、こゝで減額するのはアメリカの政府の決定だけだ、こういうことを言つておるわけですね。それに対して、西村さんがどういふことを言つておるかといふことをもう一度読んでみますから、よく聞いていただきたいのです。アメリカが終結の形式いかんにかかわらず必ず補償するとの約束を与えていたにかかわらず、終戦後日本に對し請求権の放棄を求め、日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、——これはさつき私が言つたところまでですね。日本に請求権を阿波丸の協定で放棄すると同時に、自己の請求権、——それは何かといふと占領費と借款とクレジット。自己の請求権の放棄はアメリカの決定のみでできることを明らかにしたものである、——すなわち、自己のといふのはアメリカ。アメリカの請求権の放棄、それはアメリカが決定する、こゝろ言つておるわけですね。だから、つまり、アメリカが減額するといふことは、請求権を放棄するといふことにも通ずるのではないか。はつきりその言葉を使つておるのですよ。アメリカの請求権の放棄といふことを言つておるわけですね。

○中川政府委員　ただいまのこと、よく聞いておりましたが、結局、減額するといふことはアメリカが決定する、アメリカが自分で決定するのだといふ

に供与された借款及び信用は、日本國が米國政府に對して負つてゐる有効な債務である」といふことを了解したとありますから、私は、こゝでも債務といふことを認めたといふふうには解釈するわけですね。政府の方は、これは単なる心得だといふことをおっしゃつておる。そこまではいいです。そして、そのあとは、こゝで減額するのはアメリカの政府の決定だけだ、こういうことを言つておるわけですね。それに対して、西村さんがどういふことを言つておるかといふことをもう一度読んでみますから、よく聞いていただきたいのです。アメリカが終結の形式いかんにかかわらず必ず補償するとの約束を与えていたにかかわらず、終戦後日本に對し請求権の放棄を求め、日本側が自発的措置の形でこれに同意したものである、——これはさつき私が言つたところまでですね。日本に請求権を阿波丸の協定で放棄すると同時に、自己の請求権、——それは何かといふと占領費と借款とクレジット。自己の請求権の放棄はアメリカの決定のみでできることを明らかにしたものである、——すなわち、自己のといふのはアメリカ。アメリカの請求権の放棄、それはアメリカが決定する、こゝろ言つておるわけですね。だから、つまり、アメリカが減額するといふことは、請求権を放棄するといふことにも通ずるのではないか。はつきりその言葉を使つておるのですよ。アメリカの請求権の放棄といふことを言つておるわけですね。

ことを西村局長は答えておられるわけでありまして、要するに、決定する義務があるとか、決定がきまつておるといふことでなくて、渡らす場合にはアメリカが決定するのだということを言っておられるわけでございます。これはその通りであると思ひます。

○戸叶委員 アメリカが決定することである、それはここに書いてあります。減額はアメリカが決定することである。しかし、その減額という意味をはつきり西村局長が言っているのです。アメリカの請求権を放棄することである、放棄すると言っているじゃありませんか。それでやつと筋が通ってくるのです。

○中川政府委員 請求権を放棄することができ、アメリカが放棄することができ、その放棄に、全部放棄する場合もあり、一部放棄する場合もあり、いろいろその態様があると思ひます。いずれにせよ、放棄するのには要するにアメリカがきめなければならぬことだということを言っているわけでありまして。

○戸叶委員 減額ということと請求権の放棄と同じですか。お金を全然とらないということと少し減らすということとは違ひでしやう。一年生でもわかります。

○中川政府委員 請求権を放棄する場合に、やはり、理論的には、全部の放棄もあり、一部放棄もあり、一部は減額し、それはいろいろの態様があると思ひわけでございます。

○戸叶委員 前のことを聞いて下さい。日本に請求権を放棄すると同時にアメリカも自己の請求権を放棄することだと言っているのです。なぜそれが、一部だけアメリカは請求権を放棄

して、日本だけが全部放棄するのですか。理屈に合わないじゃないですか。総理大臣、いかがですか。それは合わないです。

○池田国務大臣 これは、西村君の法律解釈が、全部の放棄であるか、減額は一部の放棄であるかという解釈をしているかどうかというのが問題であると思ひます。われわれは、何によるかといふたら、了解事項による。その了解事項は、「これらの債務は、米國政府の決定によつてのみ、これを減額し得るものである」と了解される。減額し得るものであるという場合に、西村さんが、もしここで言われておる通りに、債権の一部放棄、すなわち結果は減額でも、これは放棄のうちに入るのだという西村さんの解釈なら、これと合います。しかし、西村君の言うことが、放棄といふのは請求権を全部放棄するといふことを言うならば、西村君の解釈は、この了解事項と合わないのです。だから、それは西村君が間違ひである。それは西村君の放棄という意味の解釈です。われわれは、これから、全部放棄といふことを向こうが約束したとは思ひません。減額となつて

○戸叶委員 阿波丸協定でこちらは請求権を放棄していません。全部放棄しているでしやう。これと関係しておつて言っているのです。

○池田国務大臣 阿波丸事件に對しましては、われわれは全部放棄いたした。しかし、向こうは、今度は占領費並びにこれこれのことはアメリカの意思によつて減額し得るものであると書いてあつて、全部放棄と書いていないのです。

○戸叶委員 総理大臣も政府も勝手に都合のいいように解釈していらつしやるのです。というのは……

〔発言する者あり〕

○森下委員長 静粛に願ひます。

○戸叶委員 この西村さんの言っているのは、阿波丸協定で日本に請求権を放棄させたのだというのでしやう。それと同時に、アメリカが減額するといふ意味は、アメリカの持つてゐる権利、請求権を放棄するのだと言つてゐるのです。それがどうして、アメリカだけが一部を放棄して、日本は全部放棄させるといふことになりませんか。

○小坂国務大臣 私もよく承つておりましたが、どうもこちらが申し上げてゐるようなことが常識にかなうのではないかと思ひます。たとえば、戸叶さんは全部と言われますから、かりに全部をとつてみますと、平和条約の第十四条におきましては、直接軍事費は全部向こうは放棄してゐるわけですね。その他ガリオア・エロアの諸問題も、これは全部日本に對する有効な債務を含んでおる。そこで、今のガリオア・エロアをとつてみますと、四分の三は向こうは放棄した、こつういふことになりますれば、四分の三については全部放棄してゐる、こつういふことじゃございせんか。

○森下委員長 関連質疑の通告がありますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 それでは、小坂さんに伺ひますが、あなたの方の解釈で言つて、この条約によつて、日本の國は阿波丸といふものの請求権を放棄して、債権を放棄した、それと同時に債務を認定した、こつういふことですか。権利は捨てるが借りるものは認めました、

こんな条約をもし結んでゐるのだとするならば、これこそ屈辱条約ですよ。一方的じゃないか。条約といふのは相互主義ですよ。権利を日本は放棄します、それと同時にアメリカの権利も放棄します、これで条約は相互主義の建前をとつてあるのじゃないか。これはさつきから言つてゐるでしやう。権利は放棄しますが、向こうの権利も放棄します、——小坂さん、あなたはドイツの例をいつも言つてゐる。ドイツは債務の認定をした、それと同時に、第一次戦争中のアメリカの債権あるいはその他の債権、これを減額してゐるというのです。だから、条約の相互性がある。日本の國の場合は、阿波丸の権利は捨てました、ガリオアは払いますといふ約束をしました、もしこれも条約だといふならば、これこそ吉田さんが屈辱条約を結んだといふことになる。これこそその立証になるじゃないか。明らかじゃないか。それをあなた方は認めるわけなんですか。自民党はそうだとするんだから、認めるわけではしやう。池田さんもそれを認めるわけではしやう。そつういふことになるじゃありませんか。どうですか。

○池田国務大臣 あなた方は、阿波丸の請求権放棄をした、だから片一方も放棄を認めろ、これじゃ屈辱だと言われるが、この了解事項は、新たにこつで債務を設定したわけではないのです。昭和二十四年四月二十七日に吉田さんがお答えになつたことをここで引用いたします。よく聞いて下さい。

「なお、以上本文に附帯せしめまして、日米両國政府間の了解事項として、占領費並びに米國政府から日本に供与された借款及び信用は日本にとつて有効な債務であり、これらの債務は米國政府の決定によつてのみこれを減額し得るものである旨規定されております。これはあたりまえのことでありまして、しかしながら、日本占領費あるいは日本に供与された借款、信用等が、あたかも日本の債務ではないかのごとき、日本に對する贈与のごとき感じらるる節があるものでありますから、このあたりまえのことを、ここに了解事項として書き加えたのであります。」

こつういふことなんで、ここに新たに債務を設定したのではない。前からの債務によつても債務といふことはわかつてゐる。債務と心得る。それを贈与と思ひ人もあるから、ここにはつきりしておくといふのであつて、新たに債務を設定したわけではない。あたりまえのことを言つてゐるわけですよ。私は、だから言つてゐる。債務を設定したのでなくとも、あなたは、吉田総理が言つたようにわかり切つたあたりまえのことでございますが、今言つたでしやう。あたりまえのことを再度確認したといふことは、債務性を持つてゐるということを確認したので、一つの条約の中で確認して、片つ方では、この条約の中で日本の持つてゐる債権を放棄したのである。そつういふ。片つ方の債権を放棄して、日本の債務を再度確認した。あなたの言ひ通りなら、こつういふことではしやう。それじゃ屈辱条約じゃないか、こつう言つてゐるのです。そつうでしやう。条約といふものは、日本の債権を放棄したならば、相手の國も債権を放棄する、あるいはその他の債権の放棄に見合うべきものがなければならぬ。どうですか。あなたはよく世間の例で言ひやないです

府の決定によつてのみこれを減額し得るものである旨規定されております。これはあたりまえのことでありまして、しかしながら、日本占領費あるいは日本に供与された借款、信用等が、あたかも日本の債務ではないかのごとき、日本に對する贈与のごとき感じらるる節があるものでありますから、このあたりまえのことを、ここに了解事項として書き加えたのであります。」

府の決定によつてのみこれを減額し得るものである旨規定されております。これはあたりまえのことでありまして、しかしながら、日本占領費あるいは日本に供与された借款、信用等が、あたかも日本の債務ではないかのごとき、日本に對する贈与のごとき感じらるる節があるものでありますから、このあたりまえのことを、ここに了解事項として書き加えたのであります。」

か。相手の人から貸金を取らないといふことにした、そのときに、相手の人に対して、こっちの方で借りのあることをもう一度確認した、こんなことが国内の常識でありますか。条約というものはそういうものじゃないです。条約というのは相互主義であつて、小坂さんの得意の言葉の、ドイツではこうでございます、小坂さん、その例を出したらいんだ。ドイツでは、ドイツの債務というものを設定すると同時に、ドイツの米國に対する債務というものの減額を確立している。それで条約というものが初めて相互主義の建前に立つて、いいですか。そういう建前に立つから、西村条約局長の言葉というのには筋が通っている。日本の債権を放棄しますから、アメリカ側が日本に対する債権に対しても放棄することがあるのだ、これは直ちに言つてない。なぜ言つてないかといふと、これは講和条約前から言つてないのですよ。これは講和条約によつて確定すると言つてゐる。だから、あなたが例に出した占領費は、講和条約によつて確定したでしよう。あなた、その見合いの關係を見ないで、それをあたたまえだとおっしゃる。あたりまえだとおっしゃるのなら、屈辱条約を池田さんの先輩の吉田さんが結んだ、こういうことになるじゃありませんか。これがあたりまえじゃありませんか。どうなんですか。小坂さんでもどつちでも答弁して下さい。

○池田国務大臣 一つ静かに聞き願いたい。

ガリオア・エロアの援助は、ずっと前から来ておる問題でございます。債務性と心得ておる問題であります。たまたま阿波丸事件の請求権が始まつて、先でもあとでもよろしゅうございます。先でございます。先でもあとでも問題は同じだ。そこで、阿波丸事件の請求権をどうするかという問題は、ガリオア・エロアの問題の債権とは別個の問題でございます。阿波丸事件の債権放棄とガリオアとかねさすといふことは、どこから出てくるのですか。了解事項は減額するといふことだけだ。そこで、ガリオア・エロアの問題につきましては、支払いの条件、計算は追つてきめるといふことになつております。阿波丸の請求権問題はその後に出てきた。大体二億二千万円でしよう。五十万ドルじゃないですか。五十万ドルを放棄したから二十億ドルを放棄しろと言へるかといふと、経済的に言へない。そこで、私は考えるのに、五十万ドルでございますよ。片一方は二十億ドルです。これは西村君が何と言われたか、経済のことを、まあおわかりになつておられるかもしれませんが、これを放棄するから、二十億ドルを放棄さすんだ、これが条約の双務性だ、こんなことは理屈に出てきません。と同時に、あのときの了解事項で、アメリカ政府の決定によつて減額し得るものだといふことは、債務性を認めるけれども、アメリカは減額し得るといふ、こつちから要求する道を開いたといふことなんですよ。五十万ドルとの見合いだつたら、私は大へんな得じゃなにかと思ひます。大体、五十万ドルの阿波丸のあれで二十億ドルのあれをどうとか、双務契約だつてこんな因果關係はないのです。それは、いろいろ世話になつておられますといふことはまづ件があるからといふて、二十億ドルのこれを放棄さすんだといふことは、いかにわれわれが心臓が強くても言へない。

い。西村君だつてそんなことを言つてゐるのじゃない。減額し得るといふことにとどまる。だから、あの西村君の放棄といふことは、一部減額も放棄のうちに入るという解釈で言つてゐるのではないかと思ひます。もし全額放棄といふことを彼が主張するならば、この了解事項を読み足らないか、読み間違つておると私は断定します。

○岡田(審)委員 池田さんのお話は、そう聞いている限りはもつともらしく聞こえますね。

それでは、もう一つ伺いますが、占領費といふのは四十八億ドルでしよう。四十八億ドル全額放棄したのは、あなたの解釈から言つて、この了解事項の中に占領費及び日本の降伏のときから云々となつてゐる、あなたの占領費といふのは五十万ドルですか、阿波丸の五十万ドルの放棄のためにその相対で占領費の四十八億ドルを捨てたといふことになつたら、こんな条約を結ぶのはアメリカは間違つてゐるといふことになるじゃないですか。あなたの解釈はそういう解釈になるじゃないですか。どうですか。それはガリオアの占領費はありませんか。占領費は四十八億ドルで、ガリオアよりまだ多いじゃないですか。それは見合ひにならぬですよ。

まだお聞きなさい。池田さん、あんまりあつてぢやないか。それはなぜこゝろ書いてあるかといふと、ガリオアはそのころにおいてほとんどただになるといふことがあつたからこゝろいふように言つてゐるのです。なぜならば、小坂さん、あなた方だつて認めてゐるじゃないですか。四分の一、それ以外はほとんど証拠にならないようなものしかないから、四分の三はそういうものばかりだから、これはいづれゼロになるという前提に立つておるからこれを言つておるのだとしよう。池田さんの論理をもつてするならば、占領費の四十八億ドルを減らしたとだつて、これはアメリカとして不平等だ、池田さんと同じ言葉で言へば、そういう話は通りませんよ。

○池田国務大臣 あなたの占領費四十八億ドル、それはどの占領費ですか。

○岡田(審)委員 終戦処理費その他あるでしよう。

○池田国務大臣 これは終戦処理費じゃありません。そんなことをおっしゃるから變になつてくる。これは、アメリカが日本を占領したときに、アメリカの負担した占領費でございませう。終戦処理費は日本が負担したのですよ。事柄が違ひますよ。

○岡田(審)委員 私は、池田さんがそういう言葉じりをとるのなら言ひますよ。私の言つてゐる占領費といふのは、十四条の(b)項ですよ。十四条の(b)項は四十三億ドル、四十三億ドルが四十八億ドルに間違つたつて、あなた、そこら辺の言葉じりをとらえて言わなくてもいいじゃないですか。数字が五億ドル違つたくらいのこと、一國の総理大臣ともあつた者が、そんなことをあまりがあが言ふ必要はない。私は十四条の(b)項の話を言つてゐる。あなたどうですか、総理、お答え下さい。

○池田国務大臣 十四条(b)項といふ、それは日本の負担した終戦処理費ですか。

○岡田(審)委員 十四条(b)項はアメリカの占領費です。

○池田国務大臣 それは放棄したのですよ。それは平和条約で、これとは關係ございせん。

○岡田(審)委員 ここに占領費と書いてあるのは——私の論理は、いいですか、確定するのは平和条約で確定する。十四条(b)項です。ガリオアの問題だつて、減額することがあるといふのは、これはいづれ講和条約によつてきめる。池田さん、おつしやつたじゃないですか。それと同じように講和条約によつて確定する。そして、ガリオアといふものは入つてゐると吉田さんが言つたじゃないですか。占領費も入つてゐると言ふのでしよう。それなら、占領費については十四条の(b)項によつて落とされる。ガリオアだつて、こゝで出てゐるといふことは同じことじゃありませんか。池田さんの論理から言つて、私の言ふのが正しいことにならぬでしよう。違ひますか。違ひなら違ひとおつしやい。

○池田国務大臣 阿波丸協定に基づく了解事項のあの占領費といふのは、アメリカの負担した日本の占領費、それを言つておるわけですよ。

○岡田(審)委員 十四条の(b)項のことですよ。

○池田国務大臣 だから、その占領費といふのは、四十八億ドルとか五十億億ドル、——数字の問題じゃないですか、あそこで言つておる占領費といふのは、アメリカの終戦処理費じゃないのですよ。それを私は言つておるのですよ。

○岡田(審)委員 いや、違ふんですよ。

○池田国務大臣 だから、あなたと話が違ふから……

○岡田(審)委員 それでは、私は関連だからこれでやめますが、あなたがおっしゃるのを私が言っておるのです。あなたは、アメリカの占領費を言っているのでしょうか。それは十四条の(b)項なのです。だから、十四条の(b)項の占領費というのはそれなんです。ここに了解事項で書いてある占領費というのは、平和条約十四条(b)項によって確定されるのです。あなたがさっきからこういう例でお話しになつたでしょう。国民にそういう言葉で言う限りはわかりやすい。五十万ドルの阿波丸請求権を捨てて、二十億ドルを同じように捨てろなんていうそんな常識があるか、こうおっしゃるから、あなたの論理で言うならば、五十万ドル捨てて占領費という約四十億ドルですか、この占領費を捨てるといふのはおかしいじゃないかということになる。ところが、現実には十四条の(b)項で捨てているじゃないか。これは十四条の(b)項で捨てると同時に、ガリオアの分も、いずれこれはゼロになる、そのゼロになるという前提で西村条約局長が言い、あなたは、講和条約でこれを確定します、こう言っているから、あなたの論理と筋として合っている。それでしよう。そうすれば、あなたは、これは相殺されるという西村条約局長の考へは、意見としては筋が通っているのです、もしそれが通つておらないとあなたがおっしゃるのなら、日本の国は、阿波丸という協定によって、債権は放棄した、債務は再確認した、そういうことになるのだが、そういう不平等な協定を当時の吉田総理が結んだのですかと、こう聞いておるのです。関連だから、私はもうやりません。

○池田国務大臣 あなたは平和条約で放棄したのだと言いますが、これは性質が別個の問題でございませう。事柄は占領費でございませうけれども、平和条約によって、われわれは終戦処理費のあれもあり、向こうも占領費といふのは放棄する、こういうことになつております。この問題とは違つた問題でございませう。今あなた方は、阿波丸事件によって五十万ドル放棄したから、片一方でガリオア・エロアを放棄しないものと見るといふことは常識に合わない、こういうことを言つておる。そこで、この放棄といふことに一部放棄もあるし全額放棄もあるといふことならば、放棄といふ言葉を使つてもよろしゅうございませうが、債権の放棄といふものは全額のみに限るといふのだつたら、西村条約局長は、この了解事項を十分読んでいないか、誤解している、こう政府としては断定いたします。

○岡田(審)委員 私は留保いたしました。了解いたしました。

○戸叶委員 今の総理大臣の御答弁を聞いておりましたも、そこに非常にございませう。聞き捨てにならないのは、西村条約局長の言われたことに対して、そういうことを言つたとするならば読み足りないか読み間違ひだといふことをおっしゃつた。ところが、条約局長なんです。かりそめにも条約局長、その当時の条約局長の言つたことを、読み足りないとか読み間違ひだと言ふ。そうすると、私も今は今後条約を読むときに何を信じていいかわからないといふことになるのじゃないかと思ふのです。

それで、こういうふうな問題をもう少しはつきりさせるために、西村元条約局長に来ていただくように、委員長、語つていただきたいと思います。

○池田国務大臣 だから、私が初めから、一部だけをおとりになつて速記をお読みになつても、なかなか判断を誤る、これはなかなか私は申し上げられませう、こう言つておる。だから、私は時間があれば取り寄せてその西村条約局長のあれをずっと読んでみないと、一部だけおとりになつても、これは誤解がありますから。西村君は、察するに、一部放棄も減額といふふうな頭で答えたと思ひます。そうしなければこれが読めぬやございませうか。日本語で読んで、減額し得るものであるとしたときに、これは全部放棄だと解釈することは、われわれの日本語ではできない、こういうことです。

○戸叶委員 そこで、今の喚問の問題はどうしていただけたらいいですか。

○森下委員長 理事会に諮ります。

○戸叶委員 今の西村元条約局長に来ていただくことに対しては、理事会で語つてきめていただくといふことでございませうから、そういうふうにしていただきますから、そういうふうにしていただきますから、先ほど岡田委員も触れられましたように、二十四年のころまではほんとうにどきどきしていたわけですね。いろいろなものが入つてきまして、それがほとんどだだだといふことしか考えられなかつたわけですね。まあ池田さんなんかの当時の発言を速記で読んでみますと、講和条約において債権債務がなくなるのだといふようなことさえも言つていられるわけで、これまではアメリカからの援助物資というものは大体無償であるといふことが考えられていた。だから

無償であることに感謝をして、そうして阿波丸の請求権を捨てて、それに対してアメリカが、こういうものは権利として持つてゐるのだけれども、自分たちの考え方でも減額する、すなわち、そういうものをなくすることができるのだといふことを言つてゐるわけなんです。ここまでの段階においては、私は私の読み方が正しいと考えるわけですね。しかし、池田さんが、そういうことに対しては違つたとおっしゃいますから、これ以上ここでは議論しませんが、それじゃ逆に伺いますけれども、このアメリカだけの考え方では債権を減額し得るものであるといふことは、債権がなければ減額できないわけですね、債務がなければ、金額がなければ、そうすると、日本ははつきりここで債務といふものを認めたから、アメリカがそれを減額することができると言つたわけですね。ここで債務と心得るといふことは、もう債務でないといふことではなくて、債務であるのだといふことの債務と心得るといふ意味ですね。

○池田国務大臣 向うはそう思つていますし、われわれも、債務性があるものとして、債務と心得ている。確定債務ではございませう。そうして、昭和二十四年の見返資金ができるまでにも、これはもつたもんだもつたもんだとおっしゃるけれども、たびたび申し上げているように、覚書が出ているじゃないですか。これを知らずにおいては、もつたもつたといふことは、これは相手方に通らぬことなると、政府が責任の地位において受けておるのでありますから、これを知らないで、もつたもんだといふので論拠にされては困ります。これは国際的

に言つて笑われるかもしれませう。ああいうものが出て、受けてゐるのですから。だから、私は、もう見返資金ができる前から、もつたものもあり、返すべきものもあり、返すべきものもありません。

○戸叶委員 言つていませんよ。

○池田国務大臣 言つておられます。昭和二十四年の四月十四日に言つておられます。

○戸叶委員 それは阿波丸のときですよ。見返資金ができるときなんです。

○池田国務大臣 見返資金は昭和二十四年の四月からきておられます。そうして、せんだつて横路君の質問に、池田当時大蔵大臣は、このガリオア・エロアは贈与の分もあるし、返済すべきものもある、今のところはつきり言へませんと言つたといふのは、阿波丸のこの決議の日の前日だつたと思ひます。私、記憶を、横路君の質問からずっと引つぱつてみましたら、そうです。だから、その当時も言つてゐるわけですね。

○戸叶委員 それはいづれにいたしましても、それは、ここで債務と心得るといふ意味は、債務性が非常に強く、債務でない場合はないといふ意味で、つまり、贈与の場合といふことは、ない、ちよつと待つて下さい。間違ひました。ちよつと聞きますから、ちよつと待つて下さい。この間池田総理大臣は今までの考え方をちよつと変えてきました、黒田さんに対して。それはどういふことかといふと、今までは、ガリオア・エロアは債務であるか贈与であるかわからないから債務と心得ると、こうおっしゃつた。ところが、今度は、黒田さんに対して、贈

○池田田務大臣 前からあるのを再確認したわけです。

○戸叶委員 前からあるのを、債務性を確認した、こういうことをおっしゃったんですが、そういうふうに債務性を確認するということは、日本の

前からいろいろありましたが、私の記憶では、文献に残るのは昭和二十八年の十月三十日の池田・ロバートソン会談だと思います。これは、ロバートソンから、ガリオア・エロアの問題を早く片づけよう、早く払ってくれ、こう言

「一國倣じやないか」と呼び、その他発言する者あり）——しかし、西村さんは条約局長です。政府の重要なポストにあつた人ですから、それを引いたことに對して笑われたりけなされたたりするのは審議できないと思ふんで

は、おれは払うと言った、いつ幾ら払うとは言つてないけれども、払うと言つたと言われた、そうして、前の方は、——前の方はというのは、つまり吉田さんが払うといつて書いては、ッてダレスさんにやつた、その方ははッ

から、しかも、昭和二十四年のときも
 そうでございます。今の昭和二十六
 年の一月でございますしやう。だから、
 やはりもう前から債務と心得ておるの
 ですから、債務と心得ておるというこ
 とは言われたでしやう。払うと言つた

ことは私は承認いたしませんよ、それは聞いていないのですから。

○戸叶委員 ここにははつきりと記録に払うと書いたと書いてあるんですよ。しかし、書いたということになる、憲法違反ですね。

○池田國務大臣 両当事者が一つ払いましょうというときに、すぐこれが債務負担と言ひのは、ちよつとどうかと思ひます。憲法というものは、あるいは国会というものは、そんな軽々しいものじゃないと思ひます。

○戸叶委員 この辺の問題がいろいろあいまいな点がありますから、この間黒田委員が要求しましたように、やはり吉田さんも一度呼んでいただきたいと思ひます。そして、はつきりさしていただきたいと思ひます。

〔発言する者あり〕

○森下委員長 理事会を開いて決定します。理事会を開いて決定します。

○戸叶委員 今のような実例、それからまた、アメリカの下院の歳出委員会にヴォルヒーズ次官のガリオア資金についての説明等の言葉を見ても、その中でははつきりと、講和条約に際して日本の負債とされるべきものであつてというふうに書いてあるのを見まして、講和条約までは、おそらくこれが債務であるというところは考えなかつたのではないかと、私が私事であると思ひます。たとえば、池田さんのはつきりした発言として速記録にあるところを見まして、講和条約でそのことはきまるといひ、そして、私は時間がないから読みませんけれども、

〔委員長退席、北澤委員長代理着席〕

見返資金が国会にかつたときも、その当時参議院の大蔵委員会、当時の理財局長の伊原氏が言っていることも、おそらくは債務性は講和条約のときの問題であるというのを言っているのを見まして、このガリオア・エロアが債務であるかどうかというところは、講和条約において初めて、債務じゃないかなあというふうなところ、あるいは債務でないかもしれないということが出てきたのじゃないかと私は思ひますけれども、この点は、前から心得ているというところに池田さんがおつしやうて

いるわけですが、もう一つそれではこの例を引きますと、自民党の小川委員が講和条約の特別委員会であつた重大な発言をしております。国民が最近まで無償で援助されていゝと信じ切つておつたところの対日援助費二十億ドル、これはまあ数字はいいかげんですね、あとからいろいろと計算されたらしいんですが、二十二億ドルさ

え講和の結果国民の債務となること、が明らかになつたのであります、こゝう言つています。これはどうかかわりませんけれども、ともかく小川さんでさえも、この委員会、今まではただだと思つていたんだと、こゝういふふうなことを驚いて言つていゝのであつて、私は、こゝういふ点から見ても、ガリオア・エロアというものが債務である、心得ていたというふうな理屈は筋が通らないのじゃないかと思ひます、この点をもつとよく伺ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 もう一時前半の議論にわたつて、二十四年の阿波丸のときにも債務性ははつきり確認しておるじやございせんか。その当時、私も大蔵大臣として、これはもちつたものと

と払ひものがあると、こゝう言つて債務性を認めておるのであります。そして、きのうのあれでも、向こうからの覚書がたびたび出てゐるのでございませう。これはまあ知らなかつたといへば別でございませうが、私は、責任の地位につきましてから、債務性と心得ると心得ております。

○戸叶委員 講和条約の十四条との関係は私聞きたいのですけれども、今ちよつと気分転換してほかの問題に入ります。

ちよつと数字の問題に入つた方がいかと思ひます、何いふすけれども、この出された資料の中で、見返資金からの特定教育計画費といふものが引かれてゐるわけですが、それに対しての安藤さんの説明でしたが、これは何に使つたかといへば、CIEの図書館の運営教育費等でございます、これに要する経費といひまして、昭和二十五年、二十六年、二十七年に見返資金からお手元の資料にございませう金額を支出してございませうと云われたわけですが、二十五年に幾ら、二十六年に幾らといふことを私は念のために伺ひたいと思ひます。

○安藤政府委員 大蔵省の御所管かと思ひますけれども、便宜私からお答えいたします。

特定教育計画費といふものは、総司令部の、先ほど御指摘のありましたCIEの行なり特定教育事業に要する経費としまして、総司令部の指示に基づきまして見返資金から支出されたわけでございます。その実際の支出額を申し上げますれば、昭和二十五年が一億四千九百四十一万三千七百七十四円、二十六年が一億四千九百四十一万四千二百八十一円、二十七年が一億四千六百八十一

万四千六百六十六円五十銭、二十八年が八万三千二百二十九円、合計いたしまして七億五千三百四十八万三千三百三十四円五十銭でございます。

○戸叶委員 二十五年、二十六年、二十七年、今二十八年度まで説明されたわけですね。そこで、昭和二十四年はどうなつてゐたのですか。

○安藤政府委員 ただいま申し上げました通り、この特定教育計画費を見返資金から支出いたしましたのは、昭和二十五年四月一日に総司令部から出ました指示に基づいて出しておるわけでございます。従ひまして、二十五年からでございます。

○戸叶委員 二十五年には全然使つていらつしやらないのですか。念のため伺ひたい。

○安藤政府委員 お答えいたします。先ほど御説明いたしました通り、二十五年は一億四千九百四十一万四千二百八十一円、二十六年には使つてゐません。

○戸叶委員 二十四年には使つてゐないから出ておりません。

○戸叶委員 それじゃ、どこから出ておりますか。

○安藤政府委員 この問題につきましましては、性質を簡単に御説明すれば一番よくわかると思ひますが、おそろく、私詳細なことは今存じておりませんけれども、二十四年度以前は、出ておるとすれば終戦処理費だと思ひます。元來この見返資金から出ましたことが少し変則なんでございます。と申し上げます。

○戸叶委員 見返資金は援助物資のかわり代金を積み立てまして、そしてそれが貿易の振興、経済の復興に役立てられたわけでございます。ところが、この米側諸計画と申します、今御指摘のこの

教育の関係とか、あるいは住宅建設費とか、あるいはまた学童給食といったものがこゝういつた見返資金から出されたわけでございます。これは見返資金の本来の使命とちよつと違ひますので、従ひまして、米側と交渉いたしまして、これは米側も直ちに應じたわけでございますが、そこで、いわゆる援助物資の項目から控除いたしたわけでございます。

○戸叶委員 二十四年には終戦処理費から出てゐることをお認めになりますね。

○安藤政府委員 私、先ほど申しました通り、こまかい資料をたゞいま持ち合わせませんので、出ておるとすれば終戦処理費であらう、そう申し上げた次第であります。

○戸叶委員 二十四年に総司令部費として教育文化関係が一億四千二百五十万円で使つてゐるわけですが、今度この見返資金関係から出たのだけ引いて、この終戦処理費から出たのをお引きにならなかつたのはどういふわけですか。

こゝういふふうに、ある一部分は終戦処理費から出して引かない、そして、ある一部分は見返資金から出してそれを引くといふのはおかしいじやないですか。どうせ引くんだったら、こちらの分も引くべきじやないですか。

○安藤政府委員 先ほどちよつと御説明いたしましたように、これを見返資金から出したこと自体が実は変則であつたと思ひます。本来ならば終戦処理費から出すべきものの、従ひまして、この見返資金から出たということに關しまして、米側に、これは直接見返資金の目的である経済復興とか貿易の振興目的にはなつておるから、これを引いてくれなかつた、援助物資の総額か

ら引いてくれということを言いました、向こうも直ちに応じたのがこれです。

○戸叶委員 私は、もしもこの見返資金から出したのを引くのだったら、当然終戦処理費から出ているのも引くべきだったと思うのです。それを、一部分は引いて一部分は引かないというのは、少しおかしいじゃないかと思うのです。なぜ私がそう言うかと言いますと、たとえば、終戦処理費というものは、その当時アメリカがどういふふうにも、使おうと思えば追加予算でも補正予算でも組んで使えたわけですね。ところが、二十五年、二十六年、二十七年、二十八年は、見返金計ができたからそれから出した。もちろんこれは引いたわけですが、それを二十四年は、こちらの終戦処理費から出しているわけですが、だとすれば、当然二十四年の分も引いたらいと思うのです、同じ性質のものであるならば。それとも、その教育計画費というものは性質が違ひのですか。

○安藤政府委員 先ほど申し上げました通り、本来の性質から申し上げますと、これらの経費というものは終戦処理費から出されるのが当然の性質であつたと思います。そしてまた、終戦処理費から出ているといふことです。日本はその対米請求権を落とされて見返資金を膨大にすることを防ぐために見返資金を流用したのだらうと思えます。そういうことがあるので、言うなれば、向こうに話した結果、これは終戦処理費じゃなくて見返資金から出ている、だから、それは援助物資のかわり代金のそういった資金から出て

おるから引いてくれないかということをお申ししたので、引いたわけでございます。もしこれが終戦処理費から出ておりましたら、この分も結局は十九条によりまして日本は全額この反対要求はできなかったはずだと思ひます。

○戸叶委員 そういたしますと、米軍の住宅の場合にもそういうことが言えるわけですか。二十五年、二十六年に作っているわけですが、その前にも、二十一年、二十二年、二十三年、二十四年と、終戦処理費から相当莫大な金額が出ていたわけですが、ここでも引かれていたのは、見返金から出た分だけですね。

○安藤政府委員 その通りでございます。一番最初に申し上げましたと思ひますが、この住宅建設費、それから、今までお話のありました教育関係費、それから、さらには学童給食費、こういったものは見返資金から出ておるといふ理由をもちまして米側に控除を要求しまして、米側もこれを応諾したわけでありました。

○戸叶委員 ただ、私が了解に苦しむのは、この連合軍の住宅の場合に、スキャピンで二千戸の住宅を作るというところが命令されてきているわけですね。そして、それは見返金から出すようにということが言われてきているわけなんですけれども、その場合に、追加の連合軍の住宅という言葉を使っているわけですか。ですから、今まで住宅を作っていた、それに対して追加のアメリカの個人の住宅を作るんだ、こういうふうなことを言っているわけですが、そうやってみると、前の住宅費というものは今度の住宅といふものと同じものであるから、当然

終戦処理費の分も引くべきではないかというふうに考えるわけなんです。

○安藤政府委員 終戦処理費において住宅をたくさん作ったことは事実でございます。先ほどから申し上げておられます通り、この米側の諸計画、今おっしゃった進駐軍の住宅も入るわけですが、これは本来なら終戦処理費から出してしかるべきものでしたわけでありました。たまたま見返資金を流用しましたので、向こうに、言うなれば要求いたしまして引かしたわけでございます。もしこれを終戦処理費から出しておるとすれば、また出すのが当然であつたはずなんです。もしそうであつたとして当然日本は反対請求権を失つておるわけでございます。ですから、たまたま見返資金から出たものを米側に譲渡しまして引かしたというのとをもちまして、今度は逆に、終戦処理費で出したもの、しかも十九条で殺されていくものまでも、この際全然無関係なものとして控除したらどうかということにはならないと思ひます。

○戸叶委員 私どもの理論からいいますと、あるものは終戦処理費で同じ内容のものを出して、そしてまた、同じ内容の、たとえば教育計画費というのは、日本の国の人たちを教育するために使つたわけですね。CIEの図書館だとか映画館とか、そういうもののために使つたのです。そうだとするならば、これは当然アメリカが出してしかるべきではなかつたか、日本が何もこれを負担する必要はなかつたのではないかと、向こうに考えるわけでございます。今安藤さんのおっしゃるの、見返資金から出した分は仕方がない、これも当然日本の終戦処理費

で出すべきであつたんだけれども、見返資金から出したんだ、こういうことをおっしゃつたわけですね。日本の教育をアメリカがするの、何も日本が終戦処理費から出す必要はないんじゃないですか。思うようにアメリカが教育するので、当然これは見返資金から出して、それが引かれる、これが筋が通るのであつて、終戦処理費から出して日本が負担して、アメリカに日本が教育してもらふなんていう必要はないのではないかと、筋が通らないかと思ひます。

○中川政府委員 見返資金から出したものと終戦処理費から出したものと、両方とも同じ目的であれば、同じに取扱いの御質問でございます。また、日本の教育なら、どうして終戦処理費から出したのかという御質問もあつたわけですが、この終戦処理費から出した、あるいは見返資金から出した、あるいは教育費というものは、日本人に対する教育ではございませうけれども、アメリカの占領軍の、いわば占領目的に基づく教育計画費の経費を出したのでございまして、従つて、当然占領のために必要な経費というもので、これは終戦処理費から出すことを日本に命じて得る性格のものであるわけでございます。従つて、大部分はそういうことでやつたわけでありまして、今アメリカ局長が言いました通り、先方としても、日本の財政をできるだけ削減してやろうという気持ちがだんだん強くなりまして、従つて、終戦処理費というものがあまり膨大になるのはできるだけ避けようということで、見返資金というものがちやうどある、こつちの

を使えということで、見返資金を使えという指令が出たわけでございます。住宅の場合も同様でございます。しかしながら、見返資金というものは、御承知のように、その作り出した根本の趣旨は、日本の産業復興、財政の健全化といふことのためにこの金を使おう、援助物資の売り上げ代金を日本政府の一応金として、これは日本政府の金でございます。日本政府の金として、これを日本の復興のために使わせよう、その意味で、司令部から、いわばひもがつかうと思ひますか、どういふことに使つかうと一々指令が来たわけ、司令部と相談しなければ使えなかつたわけでございます。しかし、そういう趣旨に使われるものでありますから、それを司令部のいわば占領目的のために使つたのは気の毒であつたといふことから、これは当初からこのガリオア返済の際には引いてやろうといふのがアメリカ側の考え方であつたわけでありまして、同じようなことは、戸先生御承知のように、ドイツからの返済でも、この見返資金から出た分は全部控除しております。

○戸叶委員 私はよくわかりません。なぜならば、この見返資金から出したものは引いてやるんだけれども、同じ目的に使つたお金を、終戦処理費から出すのだったらこれは引かないのだ、それでは筋が通らないと思ひます。しかし、筋が通らないのですけれども、

を使えということで、見返資金を使えという指令が出たわけでございます。住宅の場合も同様でございます。しかしながら、見返資金というものは、御承知のように、その作り出した根本の趣旨は、日本の産業復興、財政の健全化といふことのためにこの金を使おう、援助物資の売り上げ代金を日本政府の一応金として、これは日本政府の金でございます。日本政府の金として、これを日本の復興のために使わせよう、その意味で、司令部から、いわばひもがつかうと思ひますか、どういふことに使つかうと一々指令が来たわけ、司令部と相談しなければ使えなかつたわけでございます。しかし、そういう趣旨に使われるものでありますから、それを司令部のいわば占領目的のために使つたのは気の毒であつたといふことから、これは当初からこのガリオア返済の際には引いてやろうといふのがアメリカ側の考え方であつたわけでありまして、同じようなことは、戸先生御承知のように、ドイツからの返済でも、この見返資金から出た分は全部控除しております。

○戸叶委員 私はよくわかりません。なぜならば、この見返資金から出したものは引いてやるんだけれども、同じ目的に使つたお金を、終戦処理費から出すのだったらこれは引かないのだ、それでは筋が通らないと思ひます。しかし、筋が通らないのですけれども、

を使えということで、見返資金を使えという指令が出たわけでございます。住宅の場合も同様でございます。しかしながら、見返資金というものは、御承知のように、その作り出した根本の趣旨は、日本の産業復興、財政の健全化といふことのためにこの金を使おう、援助物資の売り上げ代金を日本政府の一応金として、これは日本政府の金でございます。日本政府の金として、これを日本の復興のために使わせよう、その意味で、司令部から、いわばひもがつかうと思ひますか、どういふことに使つかうと一々指令が来たわけ、司令部と相談しなければ使えなかつたわけでございます。しかし、そういう趣旨に使われるものでありますから、それを司令部のいわば占領目的のために使つたのは気の毒であつたといふことから、これは当初からこのガリオア返済の際には引いてやろうといふのがアメリカ側の考え方であつたわけでありまして、同じようなことは、戸先生御承知のように、ドイツからの返済でも、この見返資金から出た分は全部控除しております。

ここで時間をとりたくないですから、先へ進みます。

見返資金会計について御質問してみたいと思いますが、この見返資金会計ができたころ、当時の財政顧問のドッジさんがこういふことを発表しておりました。見返資金の使用は総司令部の監督下に置かれる、これは今後の経済部門に対処するための有力な財政上の助けとなるであろう、その使用は厳密な監督を受け、また他の国に対する同種援助と同様な一般的原則に従うと書いてありますね。ほかの国が受けている見返資金と同じような一般的な原則に従う、こういうふうに書いてあるわけでございます。ほかの国の見返資金と同じ性質で、日本だけが見返資金の性質は違ふのだというところは言っていないのです。これは、総理大臣、お認めになりますか。

○池田国務大臣 私はいま十何年前のことで一々の声明を覚えておりませんが、見返資金の運用につきましては、当時占領下でございましたから、予算その他特別会計のものも全部向こうと相談してやっております。

○戸叶委員 運用じゃないのです。その性質です。運用はもちろん司令部の監督下にあったことは私も知っております。ただ、その性質について、この中でドッジ氏が、ほかの国と同じ一般的な原則に従うのだということを言っておるわけですね。

○池田国務大臣 見返資金設定の趣旨は、今までのように援助物資やあるいは日本の価格補給金などこへいったかわからなくなる、こういうことはよくない、従って、見返資金会計を設けて、わが国の産業の復興と財政の健全化をはかる、こういうことで設けたことは記憶がございませぬ。ただ、外国の例は十分知りませんから何でございませぬが、趣旨はそういう趣旨で、それによつてやっております。

○戸叶委員 アメリカの援助を受けて見返資金を積んだ国は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ギリシャ、ノルウェー、デンマーク、スエーデン、ポルトガル、トルコ、トリエステ自由地域、ベルギー、ルクセンブルグ経済連合、アイスランド、アイルランド、インドネシア、インドネシアといふのは、独立前オランダに提供された分から振りかえられたもの、ユーゴスラビア、スイスなど、このうち、スイス、ポルトガル、スエーデン、アイスランド等は借款のみで、贈与による援助を受けていないので、見返資金を積み立てていないが、他の国々はいずれも見返資金を積み立てている、こういうことがアメリカの本に書いてあるわけですね。そうすると、贈与を受けた国々のみが見返資金を積み立てる、そうでない国は見返資金を積み立てないということになるのじゃないのですか。

○安藤政府委員 お答え申し上げます。ただいまおっしゃったのは、一九四八年のいわゆるECA法に基づく援助だと思ひます。その中でも、大半の国は、たとえば英国とかフランスとか、これは要するに手国でありまして、御承知の通り、贈与としてやつて、それを積み立てていろいろやつております。ドイツの場合はECA協定国でございませぬ。しかし、ドイツの場合、見返資金を積み立てましたけれども、これは後日ガリオア処理とともな、その三分の一を返済しております。それから、日本にはECA法の適用は

ございませぬでした。日本が見返資金を積み立てておるのは独自の目的で積み立てたわけではございまして、ECA法の適用は日本になかったということ、再三これまでも御答弁申し上げた通りでございませぬ。

○戸叶委員 そこで、ドッジ氏が言っているでしよう。ほかのECAの関係の援助を受けて見返資金を積んだ、それとほとんど同じものであるというところをここではっきり発表しているのですよ。だから、それと違ふというのとはどこに書いてあるのですか。ガリオアによる見返資金は違ふのだということ、どこに書いてあるのですか。

○安藤政府委員 先ほどの御説明で御了解いただいておりますのじやないかと思ひますけれども、ドイツのECA、これは積み立てました。日本は、ECA協定もなければ、また、ECA法の適用もございませぬ。日本は米国の軍事予算法から出ました金でガリオア援助を得たわけではございませぬ。日本が見返資金を積み立てましたのは、この前から総理初めいろいろの方から御説明がございましたように、独自の目的をもちまして積み立てたわけではございませぬ。その運用が非常に似ておるといふ点はあるかと思ひます。

○戸叶委員 運用も似ておるし、ほとんどそれと同じ性格を持つものであるというところを、ちゃんとドッジ氏が言っておるじやありませんか。それを日本だけこれと違ふ性格を持つておるものかというところが一体書いてあるのですか。ドイツのことをおっしゃいますけれども、ドイツは見返資金に二種類あるのです。ERPというのと、

それからマーシャル・プランによつて受けた見返資金会計と、両方組んでおるわけですね。ドイツはなるほど借金を返しておりますけれども、見返資金から返したというところは書いてないです。

○安藤政府委員 再三申し上げます通り、経済協力法は日本には適用がございませぬでした。ドイツのはガリオアとECA援助と一緒にして三十億、それを十億に減額して決済したわけでありませぬ。

○戸叶委員 ドイツのことを例にお引きになつて、ドイツよりも有利な有利だということを申し上げようと思つたのですけれども、今そんなにおっしゃるんです。ドイツのことをおっしゃいますけれども、ドイツの場合には戦前からの債務があつたわけですね。戦前の債務については、ドイツが二十六億ドルあつたのを、アメリカが十六億三千八百万ドルに、九億六千二百万ドルも減額したわけですね。そういうことから見ても、ずっと日本の方が不利です。なぜならば、アメリカは日本への戦前の債権を全然失つていないのです。ところが、ドイツの場合は、戦前の債務をちゃんと削られてしまつておる。そして、これと戦後の債務とを合わせると、さらにそれをまた減額しておるのです。戦前、戦後両方を合わせますと、六十三億九千六百万ドルになるわけですね。それが三十二億七千三百万ドルの確定になつておるわけですね。初めに戦前の債務をうんと減額されて、そして、戦後の債務と合わせるとさらにそれが減らされて、三十年間の長い期間でこれを返すというところに

なつておる。そういうところから見ても、はるかに、ドイツの方が日本のよりも有利なんです。ただ政府のおっしゃるのには、戦前の債務に触れないで、戦後の債務だけを返すわけ、これをこれだけ減らしたのだからと有利ではないかと言つていらつしやいますけれども、それはさうじやないというところを、私はここで一言言つておきたいと思ひます。

さらに、その当時のドイツの払つた状態を見ますと、ドイツの経済というものは非常に黒字になつておるわけですね。黒字になつておるわけ、それから、今数字を言へといへば申し上げませぬけれども、ともかく、ドイツの方は、一九五二年の支払うところは五億ドルの黒字になり、五三年には八億ドルの黒字になつていたのです。今日日本が払おうとするときに、一体ドイツと同じように黒字ですか。そういうことはないでしよう。それからまた、さらに、「そんなことは関係ない」と呼ぶ者あり——ただ、日本の方がドイツよりもいかに有利かということを感じに言うから言つておるのですから、少し黙つていて下さい。それからさらに、一人のドイツ人の援助を受けた額と日本人一人がアメリカから受けた援助の額というものを比べても、ずっとドイツの方が多いのです。そういうふうなところから見ても、日本はドイツよりも今度の支払いが有利であるというところは決して言えないわけですね。それから、そういう例はお引きにならない方がいいと思ひます。

○安藤政府委員 ドイツとの関係において、私の承知しておりますことを述べさせていただきますと思ひます。

ドイツの外債は、要するにヤング債とかドーゾ債という第一次大戦の賠償的なにおいが非常に強いものがあつたといふこととございます。それから、これに對しては三十力国ぐらゐが持つておつたわけですが、この処理にあたりますのは、第一次大戦のヤング債、ドーゾ債というものがあつたこと、それからまた、ドイツが東西に分かれて昔の状態と非常に違つておるといふことも考慮されたやに聞いております。そして、ガリオアは少しも減額してゐなくて、利子を軽くしたり、あるいは延べ期間を長くしたり、そういういろいろのなことをやつてゐるようでございます。

それから、今お触れになりました日独の国力、経済力がどうかというお話でございます。これもわれわれ調べてみました。それで、ちょうどドイツのガリオア協定ができたときのドイツの国民所得は二百六十三億ドル余でございました。これは私の持つております資料がちょっと古いのでございませうけれども、一九六〇年の日本は、国民所得が、二百九十・五億ドルぐらゐでございます。それから、金ドルの保有量というものが、一九五三年のドイツは十二億ドルぐらゐでございまして、日本の方は、私最近の数字を持つておられますが、一九六〇年ころは十七・六億ドルと承知しております。従いまして、日独の経済力そのものを比較いたしますと、むしろ日本の方が有利であるといふ言へると思ひます。

○戸叶委員 それじゃ、ドイツ一人当たり受けた援助額といふのは幾らですか。

○小坂國務大臣 これは人口で割つてみれば出るわけですが、これは結局ドイツの受けた戦災といふものが非常にひどかつたといふことだと思ひます。

○戸叶委員 そういうことでございまして、私は大へんに残念だと思ひます。そして、何でもドイツより日本の方が有利だといふことに結びつけようとするのは大きな間違いであつて、たとえば、ドイツの人口といふのは、当時四千二百万人です。それで割つてみれば、日本のあれよりもずっと多いといふことが出てくるわけなんです。これは今考へてみただけでもわかると思うのですが、これはそれ以上申さず、決してドイツより有利だといふことが言へないといふことなんです。

さらに、ほかの国が見返資金を積んでゐるが、見返資金を債務として返してゐる国がありますか。見返資金から返してゐる国がありますか。

○小坂國務大臣 要するに、立場が違ふのでありまして、日独は連合国に對する旧敵国であつたわけですから、この立場は同じであります。同じアメリカの軍事予算から出ておりますガリオア・エロアについては同一の条件で返してゐるわけでございます。他の国は手国という立場で、異なるわけでございます。す。『イタリアはどうだ』と呼ぶ者あり。イタリアは、終戦の当時パドリオが寝返りまして、これは終戦のときには手国であつた。イタリアの寝返りが終戦を早めたといふことは、非常に高く評価されたといふふう聞いております。

それから、先ほど援助額の問題があらしましたけれども、終戦処理費でも、日本は五十三億ドルないし四億ドルを支拂つておられますが、ドイツの場合は百二十七億ドル、これもやはり倍かかつておる。これも戦災の激しさといふものを物語るものだと思います。

○戸叶委員 同じ法律で、ほかの国とはほとんど性質は同じであるといふことを言つてゐる、その見返資金、しかもほかの国は無償のものだけしか見返資金に積まなかつた。見返資金といふものは無償のものを積むものであるといふことがちゃんと規定されてゐるわけなんです。そして、そういう点から見て、しかも見返資金といふものは嚴重に連合国の管理を必要とするといふものなんです。日本だつて、嚴重にアメリカからの管理を受け監督を受けて見返資金を出したわけなんです。そういうふうなものであつて、日本だけが見返資金からお金を返さなければならぬ、見返資金を積んだのだけだとしても、これから出さなければならぬといふ法律はどこにあるのでしょうか。

○小坂國務大臣 先ほどからいろいろお答えしてゐるうちに、日本の場合には日本だけで、ECAの援助はないわけでございます。

それから、旧手国の間で、やはりマージナル・プランの援助は返してあります。『戸叶委員』どこで返してありますか。御承知のように、一九六一年對外援助法といふものをアメリカで作つておられますが、その中には、三億ドルがガリオアその他の返金といふことで、年々それだけの金が返つてきてゐる、こういうことになつてゐるわけでありませう。

○戸叶委員 マージナル・プランの援助は返してあります。しかし、マージナル・プランを受けて、そしてそのドルに見合ふだけの自国の通貨を積んだところの見返資金、こういうものから返してゐる国がありますか。そういう国はないと思ひます。

○小坂國務大臣 それは、ドイツがそうしてゐるわけなんです。ドイツはガリオアで十五億三千万ドル、ECAの積み立てで十五億二千万ドルそれぞれ積んで、それを三分の一にして十億ドル返してゐる、こういうこととあります。

○戸叶委員 ドイツはほかの協定で返してゐるのではありませんか。ドイツは見返資金會計から返してあります。見返資金會計の何条から返してありますか。

○池田國務大臣 私は、ドッジ氏がこゝ言つたあ言つたこと、多分こゝ来るだろうといふことで、外国の事情は知らぬと申しましたが、日本は今のECAの適用はないのでございませう。これは日本独自の格好でございませう。ドイツの方は、この前私の聞いたところでは、ドイツ銀行總裁が、一昨年の暮れか昨年、十億ドル払ふ、どこから払ふのだと言つたら、借入金で払ふ、中央銀行からの借入金で払つて、そして、これは毎年の税でやるのだ、こういうことを私は中央銀行の總裁から聞きました。これは見返資金から払ふといふ法律を何も日本は設けたりなんかしようといふのではございませう。ただ、実質的に考へると、見返資金でこゝいうふうになつてゐる。それが産投の方にも行つてゐる。産投會計の方から払へば、国民から税金を出してもらふこともないし、今まで積んでおつた金の利子とか、あるいは貸付

金の一部回収で払ふ、これは見返資金から払へといふ法律的なあれじゃない。法律的には産投會計の収入から払ふ、こゝなつてゐる。何も見返資金から払へといふアメリカと日本との協定でもなんでもございませう。これは日本の独自の考へ方といふのであります。

○戸叶委員 私はそういう答弁を伺つてゐるのではないのです。見返資金の性質といふものを伺つてゐるので、見返資金といふものは、贈与あるいは条件つき借款といふ以外には積むものじゃないといふことがアメリカの法律に書いてあるのです。だから、私は、その見返資金といふものは贈与を積んだものであらうといふことを伺つてゐるのです。見返資金から返すのだから、利子から返すのだからいいじゃないかといふ、そういうことを伺つてゐるわけではないのです。見返資金といふものは贈与を積んだもの、借款は積んでないのだといふそのアメリカ側の根拠に従つて、日本の見返資金だつて当然贈与を積んだものであらうといふことを伺つてゐるわけでありませう。

しかし私は、その先に進んでいきたいと思ひます。先ごろ外務大臣はこゝいうことをおっしゃいました。ヨーロッパの見返資金を積み立てた国では、五％を合衆国の使用のために留保された、五％合衆国の費用として使つたために見返資金の中からとつておかれた、そして特別勘定として合衆国の支出官の管理下に置かれてゐる、見返資金の中の五％だけは別にとつておいて、それを合衆国の人たちの行政費なり何なりに使つたのだ、しかし、日本では、この五％が留

保されていなければ、だから性格が違いますが、こういうことをおっしゃったのですが、それはお認めになりますか。

○小坂国務大臣 一つ言ったか、あまり記憶はございませんが、その通りで差しつかえございません。日本の場合は、繰り返して言うように、ECA法の適用によって見返資金を積み立てておるわけじゃないのです。なお、申し上げますが、ドイツの場合はイギリスにも返しているのです。フランスにも返している。それは全体のどのくらい返しているかという、それぞれ七五%は返しております。

○戸叶委員 私がなぜそういうことを何うかといふと、外務大臣がそのときはっきりこういうことをおっしゃったのです。五%の負担をしていないから日本は贈与でないということをおっしゃったのです。贈与でないということをはっきりおっしゃった。だから、私はそれは理屈に合わないということをおっしゃると思つておるわけですが、それは、日本は、これと見合うような経費はお出しになっていませんか。全然使つてませんか。外務大臣にお伺いしたいのです。

○中川政府委員 見返資金をアメリカの行政費に使えるかどうかという点でございしますが、日本の場合は、見返資金に、たとえば何%を行政費に留保するというのが規定がないのは、外務大臣の言われた通りでございます。しかしながら、要するに、返還項目としてあげられなかったアメリカ側のいろいろな計画に使つたものは、今度のガリオア決済でアメリカの行政費に当てるわけでございます。パーセンテージはきめて

おりませんが、要するに、アメリカも欧州における見返資金と同じように運営するという先ほどのドッジさんの原則、あれから、アメリカ側の行政費に相当するものも便宜上見返資金から出さしたことがあるということでございます。使つた例はあると考えております。

○戸叶委員 それは見返資金から出しているのですか。

○中川政府委員 先ほどから御質問のありました、たとえば連合軍の住宅建設費、こういうのはむしろ行政費に当たるわけでございます。そういうものは使わした例はあるわけでございます。

○戸叶委員 そのほかに幾らか出してはいますか。

○中川政府委員 見返資金から出したものでアメリカの行政費に当てるものは全部今回控除しておるわけでございます。

○戸叶委員 控除しているわけですね。今中川さんが控除しているという重大な発言をされたのですが、これからそのことを伺つて参りたいと思ひますけれども、その前に、今中川さんがおっしゃいましたように、このECA関係では、見返資金の五%まではアメリカの行政事務費に使用することができると書いてあるのですけれども、ガリオア予算にはそういう規定がないのです。そういうふうには、はつきりアメリカの方では、下院の歳出委員会、昭和二十五年に、ガリオア予算の審議にあつたヴェオルヒーズ次官が言つておるのです。ECA関係は五%は引くけれども、ガリオア予算では引かないということをおっしゃっているのです。それはお認めになりますか。

○中川政府委員 ガリオア予算は、それはアメリカの援助物資で日本に來ましたいわゆるガリオアの資金であつたわけでございます。これは、いろいろアメリカの予算の法律の条文の間答がありました。要するに、十一項目ありましたそのうちの十項目は、全部アメリカの行政費に使えることになつておるわけでございます。

○戸叶委員 そこで、だんだんに伺つていきたいと思ひますけれども、さつき中川条約局長は、行政関係の費用は見返資金から使つて、それは引いたということをはつきりおっしゃつたわけですが、その前にもう一度これを私に追つて伺つていきたいと思ひます。その前に引用したいことは、昨年ガリオア予算の支出要求を提出した際に、アメリカでヴェオルヒーズ次官は、見返資金の若干の部分をアメリカの目的のために使用し、その額はけは講和会議に際し日独両国の負債となる負債額から差し引かれたらどうかと述べ、反対の指令のない限りそうするつもりだとおっしゃつておるわけですが、実際の比較的小額の部分がさういふ目的に向けられた、たとえばドイツの場合はベルリンのRIAS放送局の設置や、日本における補導計画のための少額の支出のことときである、これはおそろしくさつき教育費の問題だつたと思ひます。それ以外、見返資金は日本経済の安定及び経済復興の促進に使用された、こう言つておるわけですが、これはお認めになりますか。当然お認めになるわけですね。

○中川政府委員 ガリオアの場合には別に積まなくてもいいということをはつきりわかつたわけですが、

も、日本で使つた分は講和会議で負債額から引くということが言われておるわけでございますけれども、これは一体今回引いておられるのでしょうか。

○小坂国務大臣 ですから、先ほど申し上げておるように、連合軍人住宅建設費とか、特定教育計画費あるいは児童給食費、こういう見返資金から出されたものは引いておるわけですが、それから、十項目に当たる分、これは先方の言つておる十九億五千四百萬ドルの中に入つてないわけですが、十九億五千四百萬ドルの外ワケになるわけですが、ですから、二十億ドルとか二十一億ドルというのが十九億何かがしつた、こういうことでございます。

○戸叶委員 そうすると、それに引いてやはり西村条約局長の言葉を引いてみますと、米軍が使つた占領行政費、日本の対米債権など、合計一億五千四百萬ドル差し引くということが書いてあるわけなんです。それをもう少し詳しく言ひますと、二十九年の交渉で、アメリカは対日援助総額を二十億四千四百萬ドル、この数字はさつき申し上げましたように確定してないと思ひますが、そのうちから米軍が使つた占領行政費、日本の対米債権など、合計一億五千四百萬ドルを差し引いて、十八億八千九百萬ドルを日本の債務としたことを付記しておきたい、こう言われておるわけですが、この金額が私は違ふと思ひますが、これはどのくらい今度の場合に引いたのですか。ここに引いてある連合軍の住宅と、それから教育と、それから給食と、それだけしかお引きにならなかつたわけですね。

○安藤政府委員 お答え申し上げます。ガリオア交渉がありました二十九

年のころ、このころも、要するに現実に日本に送られた物資に關する費用といふものが決算ベースで出てきておるわけですが、昨日も私数回御説明申し上げましたが、米国の軍事予算法の中に、ガリオア項目の中がさらに細分されておいて、四十七年度に申しますならば、十一項目あるうちの十は行政諸費でございます。最後の十一項目が、いわゆるガリオア物資を持つてくるというところになつておる。これによって日本やドイツに対する援助がされたわけでございます。日本に關する限り、今問題にされておる米国の出た行政費は八千九百萬ドルでございます。しかし、これは初めから米國は日本に要求する意思がない。ただ数字は八千九百萬ドルであつたといふことを申しておるわけでございます。これが實際の決算ベースに基づいた数字でございます。従ひまして、十九億五千四百萬ドルといふものは、この行政費八千九百萬ドルを除いたものでござい

ます。

○戸叶委員 今、アメリカ局長は、アメリカが八千九百萬ドルの行政費を出して、それは日本に要求する意思がないと言われた。それと、この資料に基づいて引いた分、これがガリオア関係に要した費用、こう見ていいわけですか。さうだらうなんておっしゃらないで、もつと自信を持って答えて下さい。

○安藤政府委員 私、御質問の点がはつきりしないのでございますが、アメリカの軍事予算法の中で、ガリオア項目という費用、その中で、アメリカが出したもので日本に要求しなかつた八千九百萬ドル、それから四十七年度法に基づきますれば十一項目の細分に入つ

○戸叶委員 西村さんのはいいです。

で、それだけであつたといふことを

りしてその統括下にあつた特別調達庁

す。そして十三部に分かれてきたわ

して日本の終戦処理費から出ているわ

第一頁 國号 卜等 宗廟 宗廟 宗廟

○戸叶委員 当然ガリオア関係のもの

認めになつたように、予算の組み方が

だと思つて調べてみました。そうする

四十一万五千円で、支出済みの額が一

六、三、三、二、四

○中川政府委員　少しずつわかつて参

は、アメリカは日本に返済を要求しな

あるいは物を輸送する経費であり

あるとか、そのものはみだれで

リオアを日本に渡すに関連して日本人

10

○戸叶委員　今の御説明ですけれど

見返会計から出すんだ、見返会計のも

部費として、ガリオア関係に必要な経

和事その点については十分譲へて
おれませう。ここに写しも持つておれませう。

和二十五年度から、御承知の通り、総

エーゼンシー、カッコしてガリオア

な事務費がこの費目の中に含まれてい

あるいは、この人たちが、先ほど条約

五年の歳出決算は一億九千九百萬

余が幾らになりますか、**巢鴨ブリズン**

あるいはガリオアのそういった間接経費的なものになっておるとしても、これは、先ほど条約局長が申し上ったように、いわゆる国内的な諸掛りの費用というふうな解釈すべきものじゃないかと思ひます。

○戸叶委員 ちよつと私はわからないのです。ほかの国におきましては、そういうものをみなガリオアの行政費、連合国がその国で使う行政費として差し引いてゐるわけですが、日本だけがこの終戦処理費の中から出してゐるという事は、私はどうしても納得がいきません。この問題はちよつとあとに保留します。なぜならば、総理が大へんお急ぎのようで、お歸りになるようですから、二点だけちよつと伺つておきたいと思ひます。

その一点は、新聞によりますと、アメリカの政府が十四日議院に提案して、対外援助法の改正の中で、日本とのガリオア・エロア資金に基づいて日本が返済するドルのお金を経済援助に使用する権限を大統領に与えるというふうなことを提案したと新聞に出ておりましたけれども、これはその後外務省にどういふふうな情報が入つてきたか、また、これに対して総理大臣はどういふふうにお考えになるかを伺ひたいと思ひます。

それと、もう一つ、時間がないですから、総理お急ぎのようですから、総理に伺ひます。これは、ちよつと日本でのガリオア・エロアを審議してゐる最中にどういふものを国会に出したわけなのです。そこにも何か意味があるのじゃないかと思ひますけれども、いづれにしても、これがいつごろ通るといふ見通しを立ててゐるのかということ、もしそれが通つたならば、ここに

はつきりと東アジアの援助に使うということが書いてあるのですが、どういふ国にどんなふうに使ふという構想を持つてアメリカと話し合つたか。この点をちよつと伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 日本のガリオア・エロアの返済金は東アジアの経済復興に使う、そしてアメリカの国会の予算を通す、こういうことに私了解つております。

向こうの審議の状況はこちらの審議と関係があるかという御質問に対して、私は存じません。向こうもなるべく早く通したい、こういう気持ちでおると思ひます。

その他の電報関係は外務大臣からお答えいたします。

○戸叶委員 総理大臣、アメリカとの話し合いの場合には、東アジアの経済開発に使うというならば、大体どの国を目当てにしてゐらっしゃるか、これもちよつと伺つておきたい。

○池田國務大臣 これは、ただいまのところ、どの国に幾らという話はないと思ひます。東アジアの経済復興にここから使つてくれ、向こうも、その希望に沿う、しかし、やはり国会のあれがあるものでございしますから、その点は、根本趣旨だけ意見の一致を見ておるのであります。

○戸叶委員 そうしますと、総理大臣、これは大体アメリカの国会を通るといふお見通しですかということが一つと、もう一つは、東アジアといふふうな国々を含むのですか。どういふところを大体目安にしてゐらっしゃるか、この点を伺ひます。

○池田國務大臣 アメリカの国会のこととはよく存じませんが、私は通ることとを期待してあります。

それから、東アジアと申しますのは、パキスタン、インドは入らない。これは世界銀行その他もそういうふうによつております。それから東をさしおるのであります。

○戸叶委員 きよう午前中に国際情勢で韓国の問題がだいたい出ましたけれども、今の大統領がやめた朴政権のもとにあつても、もしも話がまとまれば、これを韓国に向けてお使いになる御意思があるのでしょうか、ないのでしょるか。この辺を伺ひたい。

○池田國務大臣 それはアメリカの発案でございします。われわれはまだ正常化してございしませんから、アメリカがどう出るか、出たときにわれわれは考えたい。ただ、正常化してゐないという事実は、われわれは頭に置いておかなければなりません。

○戸叶委員 それでちよつと問題があるのです。と申しますのは、いつの速記録といふことを私はちよつと覚えておりませんけれども、外務大臣がはつきり私に、もしもガリオア・エロアというものが債務として国会を通るならば、その返済金をもつて韓国に使うこともあり得る、あるといふことをはつきりおっしゃつたわけなのです。ですから、今のお話は、それはアメリカのきめることだといふのはちよつと答弁が違ふと思ひます。

○池田國務大臣 私が答えた通りでございまして、アメリカがどこへ使いたいか、どう出るかどうか、これは向こうから言ってくるまではわかりません。アメリカとしてどういふ考えを持つて

いるかわかりません。使い得るといふことはあり得ます。

○戸叶委員 そうすると、この金は合意しないでもいいわけですね。アメリカにどういふところに使つてくれと申し入れて使われなくても、アメリカがどう使つてもかまわない、こういうことなのです。それならばなぜこういうものをお出しになつたのですか。

○池田國務大臣 われわれは、これはアメリカに払ふものだから、日本の承諾がないとその金を使えないという筋合いのものじゃございしません。アメリカは東アジアの経済復興に使う、われわれは、望ましいことだ、こう言つておるのであります。

○戸叶委員 たしか同意した場合といふことがあつたように思ひますけれども、同意しなくてもよろしいのですか。

○小坂國務大臣 申し上げますが、この交換公文は二つございまして、まだ開発されてゐない国の援助にこの金を使ひ得るといふことが一つと、それから、東アジアの問題について日本とアメリカが相談を今後いろいろとやつていく、その二つでございします。分けてお考え願ひたいと思ひます。

○戸叶委員 それでは、きようはこの程度に終わりますが、総理大臣に一つ聞いておいていただきたいことがあるのです。それは、ある人が、このガリオア・エロアといふものは債務でないと思つてゐたところが、債務だと言われた、非常に不満だ、不満だけれども、政府がどうしても返さなければならぬといふのだつたら、その立場も考へて、返すこともいいだろうと、この人は私と意見が違ひまして、大へん

に自民党に好意を持つてゐらっしゃるらしいのですが、返してもいいだろう、しかし、どうしてもふに落ちないのは、物をもらつてお金を返す、売買契約もないじゃないか、品物をもらつたんだから品物で返すというふうな交渉を、あれほどアメリカと仲のいい池田さんなりあるいはまた外務大臣はされなかつたのだらうか、たとえば、バイ・アメリカンという思想で日本の肥料が韓国に行かないで、高い肥料を韓国へ売りつけるというよりなことを、日本がかわりにそれを上げるというふうな形にでもしてゐたらどうなんだろう。これは一例としてですよ。一例として言つておられました。品物をもらつたんだから品物を返すといふことにして、何もドルをこで返さなくてもいいじゃないかといふことを言つてゐる人もゐるわけでございますが、こういうことは一体交渉の対象にされただけどうかを念のために伺つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 われわれは、東アジアに使つてもらいたいといふことは、日本の品物をその方へ持つていくことを腹に持つてゐるわけでありまして、そういうところで言つておるわけでありまして。四分の一近くはまけてもらつたのですから、払ふものなら国民全部がきれいに払いましょ、そして、あとは、われわれの言うこともできるだけ聞いてもらいたいといふのが、私は外交だと思ひます。

○戸叶委員 それでは、私はあとの質問を保留いたしまして、きようはこゝで終わりたいと思ひます。

○森下委員長 総理大臣、退席してけつこうです。

それでは、ただいま関連質問の通告がありますので、これを許します。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 これは簡単な問題です。すなわち、ちよつとはつきりしない点があるの何一つおきたい。これは安藤さんに伺った方がいいと思うのですけれども、見返資金の中から駐留軍の住宅の建設に予算を使っておりますが、これは差し引いておきます。これは何年でございませうか、ちよつとこの点がはつきりしないのです。

○安藤政府委員 大蔵省の御所管でございますが、便宜から御説明申し上げます。

先ほど戸叶先生の御質問のときに御説明いたしました記憶いたしますが、これは、昭和二十五年一月二十七日付の覚書によりまして、日本政府は公社を設置して、米軍の軍人及びその家族等に有料で、具体的に申ししますと、一戸七十四ドル程度で貸与する宿舎として、全国の主要な場所に二千三戸家を建設することとして、その建設資金は見返資金から公社へ貸し付けられることになったのであります。その貸付は、昭和二十五年年度には六十九億四千九百六十七万七千円、それから昭和二十六年年度には四億五千九百三十五万一千円、合計七十四億九百二万八千円でございます。これをドルに換算いたしますと、二千五十八万六千三百三十三ドルということになります。今度総額から引いたわけでございませう。

○岡田(春)委員 安藤さんの御答弁では二十五年、六年になつてゐるのですが、アメリカの上院の歳出委員会における証言では、昭和二十四年に別にもう一口使つたことになつております。それは見返資金の中で使つてゐる

ということとは、その証言の内容を読んでみまうが、上院の歳出委員会において、ヴォルヒーズというその当時陸軍次官補をやつてゐた人がこゝろいうように言つておられます。過去数カ月の間にマッカーサー元帥と私が共同で取りきめを行ない、それによつて日本は二千人の住宅を建設してゐる、これらの住宅は見返資金によつて建設されるもので、それにはアメリカの支出は一ドルも含まれておらない、その解説として、建設資金は五十二億六千五百万円だといふことで、これは昭和二十四年の春アメリカの上院の歳出委員会に証言をしてゐるのです。すると、今御説明の六十億とあと十億以下の数字と二つが二十五年と六年に出ましたが、それ以前に五十二億のものがもう一つあるといふことになるわけでございます。そのうち、もしこゝろいう事実があるとすれば、これはちよつと重要な問題であるし、もう一つこれで考えられまして、これは、事実上二十四年のうちに建ててしまつて、二十五年の見返資金から落とす、こゝろいうことも考えられる。そういうことをもしやつてゐるとするならば、これは見返資金の操作上きわめて重要な問題だし、そういうことを繰り越し・繰り入れその他の形でやつてゐるならば、見返資金の算定数字の信頼性についても問題がある、こゝろいうように私に考えざるを得ないわけですから、この点をはつきりしていただきたいのです。

○安藤政府委員 先ほど御説明申し上げました通り、見返資金からこの金が出ました根拠としては、昭和二十五年一月二十七日付の覚書でございます。また、日本の方といたしましては、二十五年四月一日に法律第八十二

号というのをもちまして、連合国軍人等住宅公社法というのでできておるわけでございます。それから、現実には、これはまた大蔵省の領分になりましたが、貸付額をすつと書いた資料をチェックいたしました。最初の貸付は昭和二十五年四月二十八日から始まつております。その後六月、七月、八月、九月、十一月、十二月とすつとございまして、間違ひのないじやないかと思ひます。二十四年にはないのでございまして、見返資金から出ておらない。出ておるとすれば、やはり同じく終戦処理費ではないかと思ひます。

○岡田(春)委員 これはもう一つお調べをお願いいたしますが、見返資金として、しかも出したと言つておるので、過去数カ月にわたつて出した。(北澤委員「思ひ違ひじゃないか」と呼ぶ)——思ひ違ひではない。証言といふのは、北澤さんもよく御存じのやうに、やはりあそこで一応の記録を作つて、ヴォルヒーズが報告しておるわけですから、その思ひ違ひがあるわけはないので、この部分はお調べをお願いいたします。

○安藤政府委員 見返資金は二十四年四月でなくちやでございませう。それから、おかしいのじやないですか。○岡田(春)委員 その点は、私はきよくやるつもりでなくて、資料を持つてきておりませんので、あとで……その点はいとして、先ほどの戸叶さんの御質問にも関連するのですが、住宅建設の経費は見返資金から落とすおるわけでしょう。二十五年、二十六年は落とすといふですね。それはさうでございませう。

○安藤政府委員 お答え申し上げます。さうだと承しております。

○岡田(春)委員 そこで、もう一度、さつきの問題を蒸し返すわけですが、住宅の建設といふことは、二十五年、二十六年の分は見返資金から落とす。二十三年、二十四年の分は終戦処理費から落とす、こゝろいうことになると、同じ住宅建設をやしながら、見返資金で作つた分は算定の中から落とす、前の交渉で算定をする場合に、これは先ほどから戸叶さんが言つて中川さんも大体それに答えてゐるやうに、本来は見返資金で落とすべきものを終戦処理費で落とすといふものであるから、たとえば昭和二十三年の場合には見返資金がなかったからやむを得なかつたとしても、昭和二十四年の場合においては、四月の一日から見返資金特別会計ができたのであるから、そのときに終戦処理費で落とす分は見返資金の方で清算して、差し引かなければならない、さうしなければ筋道が通らないのだと思ふのだが、その点はどうなんですか。

○小坂国務大臣 ヴォルヒーズ陸軍次官補の証言がいつだったか、お知らせをお願いしたいと思います。二十四年の四月一日に見返資金ができたのでございませうから、それ以前にやつておるといふことはおかしいと思ひます。それから、ただいまの問題ですが、これは終戦処理費で落とすべきものを、見返資金から落とすといふ、そこで、見返資金から落とすといふことは、これはアメリカの好意でありまして、こゝろでも、好意があるなら、全体の額の中からそれだけ差し引いてくれ、こゝろいうことにはたわけでございます。筋は逆でございます。

○岡田(春)委員 それでは、小坂さんに伺います。終戦処理費から落とすべきものであるといふのは、どういふ論拠ですか。

○小坂国務大臣 本来終戦処理費でまかなわれべき性質のものなのでございませう。さういふものを講和条約第九条で認めて、日本側で負担してゐるわけでございます。見返資金といふのは、さういふものじやなくて、日本自身の民生安定、経済の復興のために使われるやうにしようとしてできておるわけなんです。その中からさうした性質のものを出すことは、これは本来不当なものであるから、これは見返資金の性質にかんがみて全体の額から差し引いてもらいたい、こゝろいうことで米側は了承した、こゝろいうことでございませう。

○岡田(春)委員 さうするとヴォルヒーズが見返資金から落とすのだといふことは本来間違ひなんですか。小坂さんの言ひことは、終戦処理費の方から落とすべきものを見返資金から落とすのだといふことですね、さういふことですね。

○小坂国務大臣 さうではございませう。できるだけこの終戦処理費の日本側の負担といふものを少なくしよう、こゝろいう好意から見返資金から出させたいわけなんです。さういふスキヤッピンを出しました。そこで、さういふ好意があるのならば、全体の援助額の中からそれを差し引いてくれ、なるほどそれはさうだといふことで引いた、こゝろいうことでございませう。本来終戦処理費から出すべき性質のものなんです。○岡田(春)委員 それはちよつと水かけ論になりますけれども、あなたはそ

昭和三十七年三月二十七日印刷

昭和三十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局